

論文

スペインの世界戦略に挑戦する日本国王・豊臣秀吉

白 峰 旬

はじめに

イエズス会員のパブロ・パステルス (Pablo Pastells S.J.) 著、松田毅一訳『16-17世紀日本・スペイン交渉史』⁽¹⁾には、スペイン統治時代のフィリピン総督日本関係文書が収録されており (以下、「スペイン統治時代フィリピン総督日本関係文書」とする)、時代的には豊臣秀吉の時代から三代将軍・徳川家光の時代に該当する。

この史料における関係事項の摘要 (キリスト教の布教や弾圧関係の記載は除く) についてまとめたものが別表⁽²⁾である。別表を見ると、当時の日本国内の関係史料では知ることのできない、かつイエズス会関係史料とも異なる⁽³⁾ スペイン側の視点から見た日本国内の政治状況、対外関係に関する記載が多く見られる。

よって、本稿では別表をもとに、この史料から読み取ることができるポイントを各項目別に検討する。なお、本稿の視点に関係する近年の研究成果として、以下の論考がある。

(1) 朴慶洙「イエズス会の日本「武力制圧論」について—高瀬・平川研究の批判的検討—」⁽⁴⁾は、「高瀬氏 (引用者注: 高瀬弘一郎氏)・平川氏 (引用者注: 平川新氏) によって史料的根拠や主要な論点が提示され、深谷氏 (引用者注: 深谷克己氏) によって正式に名づけられた、壬辰戦争の開戦原因を世界史レベルで再解釈した「イベリア・インパクト」論を検討対象にした論文であり、論文の結論では「高瀬氏も平川氏も、当時の日本イエズス会内部に「武力制圧論」をめぐる意見の対立があったことをいちおう認めている」が「両氏がたどり着いた結論は先述したように、そのすべてをイベリア両国の世界征服構想といった「海外布教の本質的性格」に還元させるか (高橋氏)、あるいは、「宣教師たちにとって、デマルカシオン (世界領土分割体制) は、議論の余地のない自明の前提だった」 (平川氏)」という両氏の指摘に対して、朴氏は「日本に対する「領土的征服」ではなく、あくまで「宗教的征服」 (= 日本全土のキリスト教化。平川説の「布教征服) だった」としたうえで「非教徒地域に対するイエズス会の宣教戦略が、東アジアにおいてもイベリア両国の国家的意図と一体化した「武力征服論」であったことを繰り返し強調する高瀬氏・平川氏の基本主張には、論拠となる宣教師書簡の読み方に誤読や「まず結論ありき」のような偏った評価が散見されて、どうしても同意できない。さらに、そこから壬辰戦争の開戦原因論にまで議論をすすめた「イベリア・インパクト」論も大幅な修正が避けられない、と考える。」と指摘している。

このイエズス会の日本「武力制圧論」の本質が「武力的征服」なのか「宗教的征服」なのかという議論とは別に、イエズス会の日本「武力制圧論」というと、幕末の黒船来航のように一見すると現実味のある軍事侵攻のイ

メージを与えるが、そもそも論として当時のスペインが極東で大規模な軍事作戦を展開できるほどの兵力動員が可能であったかどうか、という点を考える必要がある。

(2) 平川新『戦国日本と大航海時代—秀吉・家康・政宗の外交戦略』⁽⁵⁾では、秀吉の朝鮮出兵の原因は「スペインやポルトガル勢力による世界征服構想に対抗する動き」(同書、261頁)であり、「秀吉の日本統一による軍事大國日本の創出と、それを象徴する朝鮮出兵、および朝鮮出兵がヨーロッパ列強に与えた恐怖感、という新たな論点」(同書、261頁)を提示している。

そして、「豊臣秀吉や徳川家康によって統一政権が樹立」(同書、264頁)されたことによって「国家意思の一元化が可能」(同書、264頁)になり、「軍事力の国家的な集中がおこなわれた」(同書、264頁)と指摘している。その結果、「秀吉や家康政権期に、日本は世界屈指の軍事大國としての姿を、くっきりと世界史のなかに現した」(同書、264頁)ため、「スペインとポルトガルのカトリック勢力は日本を軍事的に征服することを断念し、布教優先論へと転換していった」(同書、264頁)と指摘している。

さらに「日本の戦国時代は、軍事力を巨大に蓄積した時代であった。秀吉・家康の統一政権は、軍事大國としての日本を確立した。」(同書、268頁)と指摘している。

こうした平川氏の指摘はマクロな意味で重要であり、今後は「軍事大國日本」の実態を軍事史的視点から具体的に検証(動員可能兵力数、使用武器の種類、戦闘の実態など)する必要がある。

(3) 松本和也『イエズス会がみた「日本国王」—天皇・將軍・信長・秀吉』⁽⁶⁾は、イエズス会の関係史料をもとに、イエズス会宣教師が当時の日本の権力者や日本の国家観をどのようにとらえていたのか、という内容である。

その中で、①イエズス会関係史料では「日本を単位とした日本全国の意味での「国」」(同書、121頁)と「大名領国としての「国」」(同書、122頁)がある、②織田信長については「戦国大名に用いていた「国王」という表現ではなくなり、信長には「天下の君主」という表現がされるようになった」(同書、149頁)、③豊臣秀吉については「秀吉は「ほぼ日本全国の君主」というように、関白就任によって日本全国の君主に近づきつつある権力者と位置づけられ、最終的には「日本全国の絶対君主」と評されるようになった」(同書、156頁)、④徳川家康については、1571年9月28日付ルイス・フロイス書簡では「三河の国王」という表記であり(同書、157頁)、「豊臣政権期は「家康」と呼び捨てで記される時期が続くが、秀吉が亡くなる頃になると「内府様」と表記され、1603年に征夷大將軍に就任すると「公方様」や「將軍」と呼ばれるようになった」(同書、158頁)、⑤「「天下」は西洋人の間で「君主国」と理解されていたと考えてよい」(同書、164頁)、⑥「イエズス会は、「天下」をイコール京都および畿内というように、地域や範囲を示す言葉とは捉えていない。「君主国」の原語であるモナルキアが、「君主による支配体制」を意味する言葉であることから容易に理解できるであろう。」(同書、164頁)、⑦「イエズス会は信長・秀吉・家康三者をそれぞれ「天下の君主」とした。この点は重要であり、「天下の君主」による支配体制は織田政権から徳川政権へと継承された。」(同書、169頁)、などの諸点を指摘している。

なお、上記④における「家康」の呼び捨て表記(敬称を付けていない表記)は、本稿で後述するように、当時では失礼な意味ではない。

こうしたイエズス会の関係史料を読み解くうえでの、それぞれのポイントを提示して検討・考察しているとい

う意味では、前掲・松本和也『イエズス会がみた「日本国王」－天皇・將軍・信長・秀吉』の意義は大きい。

前掲・平川新『戦国日本と大航海時代－秀吉・家康・政宗の外交戦略』において、秀吉や家康は「皇帝」、日本は「帝国」と呼ばれた、とする指摘に対して、前掲・松本和也『イエズス会がみた「日本国王」－天皇・將軍・信長・秀吉』では、「イエズス会史料によれば「皇帝」が用いられたのは秀吉の時からではなく、イエズス会が本格的に畿内布教を開始した時期からである。また、將軍や天皇に「皇帝」が用いられたのも、戦国大名を「国王」と表記していたからであり、上位の権力であることを示すためであった。これらの点から、秀吉や家康に「皇帝」、日本に「帝国」が用いられたからといって、日本を軍事大国として過大に評価するのは難しいのではないだろうか。」(同書、129～130頁)と指摘している。

上記の各論考はそれぞれ重要な意義があるが、イエズス会の関係史料を中心とした考察である。それに対して、本稿は、イエズス会関係史料とは異なる、スペイン側の視点から見た「スペイン統治時代フィリピン総督日本関係文書」を検討することにより、当時の日本国内の政治状況、対外関係などに関する記載内容について考察するものである。

各記載に関する具体的検討(1)－秀吉、秀頼、家康、秀忠－

※以下の記載における、A以下のアルファベットは、別表⁽⁷⁾における凡例のアルファベットと対応している。

※以下の史料引用の事例(「 」で表記した)における()は訳者(松田毅一氏)の補記、或いは、引用者(白峰)の補記である。

※L、O、Qについては紙幅の都合上、論述は省略した。

※以下の史料引用の本文中における「シナ」という表記は、「中国」という表記に引用者(白峰)が置き換えて引用した。

A【豊臣秀吉に関する表記】

豊臣秀吉に関しては、以下のように多様な表記がされている。

(1)「都の王」

天正15年(1587)6月の時点では、秀吉について「都の王」としている(11頁、「都の王」の初出)。この記載では、「(日本では)諸国王の間に戦争が行なわれている。六十三カ国を従えている都の王(秀吉)は(後略)」としていて、当時(天正15年)、日本国内では諸大名間で戦争状態が継続していたことが記されている。よって、秀吉が天正15年の時点で「六十三カ国を従えている」という記載は正しくない。

秀吉について「都の王」としているのは、天正18年(1590)に秀吉が全国統一をする前であったことによると思われる。なお、秀吉が関白になったのは天正13年(1585)7月であるので、同15年6月の時点では「関白」と表記してもよかつたはずであるが、「関白」という表記になっていない点には注意したい。後述のように、この史料における「関白」の初出は、天正16、同17年である。

(2)「暴君」

天正18年6月の時点では、秀吉が「暴君」として「日本を統治するように」なっていた、としている(19頁、

「暴君」の初出)。この記載によれば、「今や日本では、一人の暴君(秀吉)が、自ら機会を作ったのか機会が与えられたのか(判らぬが)日本を統治するようになり、彼(秀吉)は同国からイエズス会員を追放し(後略)」としているので、秀吉がイエズス会員を追放したことが「暴君」という表記につながったと思われる。

秀吉について「暴君」という表記は、その後も見られる(36頁…天正20年6月(「この(日本の)暴君」)、47頁…天正19年ヵ(「暴君」)、98頁…文禄3年10月以降(「短気な暴君」)、117頁…慶長2年2月(「暴君の関白、(即ち)今は太閤と称する者」)、118頁…慶長2年2月(「暴君」))。

(3)「関白殿」

天正16、同17年の時点では、秀吉について「関白殿」という表記が見られる(22頁、「関白殿」の初出)。秀吉が関白になったのは天正13年7月であるので、天正16、同17年の事例が、この史料における初出であることは時代的には整合する。

秀吉について「関白殿」という表記は、その後も見られる(29頁…天正20年5月(「関白殿」)、31頁…天正20年4月(「皇帝関白殿」)、38頁…天正19年9月(「日本国関白」)、42頁…天正19年9月(「主君関白」)、44頁…天正20年6月(「大国王関白」)、46頁…天正20年6月(「偉大な君主関白」)、49頁…天正19年(天正20年ヵ)3月(「日本全土の支配者である関白殿」)、56頁…天正20年(「日本諸国の皇帝関白殿」)、62頁…文禄2年5月(「関白」)、63頁…文禄2年5月(「関白」)、75頁…(「皇帝関白」)、76頁…(「関白」)、117頁…慶長2年2月(「暴君の関白、(即ち)今は太閤と称する者」)、137頁…慶長2年6月(「関白、別名太閤様と称する国王」)、155頁…慶長3年ヵ(「関白」)、161頁…慶長3年6月(「関白」))。

このように、秀吉が太閤になったあとも「関白」と表記されている。なお、「関白、別名太閤様と称する国王」(137頁…慶長2年6月)とあるように、関白は太閤の別名という理解も見られるが、関白=太閤ではないので、この理解は間違っている。

(4)「皇帝」

天正19年の時点では、秀吉について「皇帝」という表記が見られる(26頁、「皇帝」の初出)。「関白殿」(22頁、天正16、同17年、「関白殿」の初出)から「皇帝」(天正19年)に表記が変化したのは、天正18年の全国統一を境に変化したと考えられる。

秀吉について「皇帝」という表記は、その後も見られる(29頁…天正20年5月(「皇帝」)、31頁…天正20年4月(「皇帝関白殿」)、48頁…天正19年(天正20年ヵ)3月(「皇帝太閤様(Taycosama)」)、56頁…天正20年6月以降(「日本皇帝」)、56頁…天正20年(「日本諸国の皇帝関白殿」)、57頁…天正20年(「(日本)皇帝」)、57頁…天正20年(「我が主君である皇帝」)、58頁…天正20年(「皇帝」)、65頁…文禄2年4月(「皇帝」)、75頁…(「皇帝関白」)、77頁(「皇帝」)、84頁…(「日本の皇帝」)、90頁…文禄3年6月(「日本皇帝」)、91頁…文禄3年6月ヵ(「日本皇帝」)、99頁…文禄4年(「日本皇帝」)、112頁…慶長元年10月以降(「皇帝」)、113頁…慶長元年10月以降(「皇帝」)、114頁…慶長2年6月(「不誠実な皇帝・太閤」)、153頁…慶長2年ヵ(「皇帝」))。

(5)「太閤様」

天正19年の時点では、秀吉について「太閤様」という表記が見られる(26頁、「太閤様」の初出)。これは、天正19年12月に秀吉が関白職を甥の秀次に譲って太閤になったので、天正19年の事例が、この史料における初出で

あることは時代的には整合する。

秀吉について「太閤様」という表記は、その後も見られる（48頁…天正19年（天正20年カ）3月（「皇帝太閤様（Taycosama）」⁽⁸⁾、51頁…天正20年6月以降（「太閤様」）、86頁…文禄3年4月（「太閤様」）、87頁…文禄3年4月（「太閤様」）、94頁…文禄3年10月以降（「太閤様」）、97頁…文禄3年10月以降（「太閤様」）、98頁…文禄3年10月以降（「太閤様」）、104頁…慶長元年10月以降（「太閤様」）、105頁…慶長元年10月以降（「太閤様」）、106頁…慶長元年10月以降（「太閤様」）、107頁…慶長元年12月以降（「太閤様」）、110頁…慶長元年12月（「太閤様」）、112頁…慶長元年10月以降（「太閤様」）、114頁…慶長2年6月（「不誠実な皇帝・太閤」）、117頁…慶長2年2月（「暴君の関白、（即ち）今は太閤と称する者」）、137頁…慶長2年6月（「関白、別名太閤様と称する国王」）、144頁…慶長3年6月（「日本の国王太閤様」）、154頁…慶長2年カ（「太閤様」）、159頁…慶長2年6月（「太閤様」）、166頁…慶長5年（「全日本の君主太閤様」）、170頁…慶長7年7月（「太閤様」）、251頁…元和2年カ（「太閤様」）、283頁…元和元年（「太閤様」）、283頁…元和元年（「太閤」）、285頁…（「父君の太閤様」）、330頁…慶長17年（「太閤様」）。

（6）「国王」

天正20年5月の時点では、秀吉について「〔日本の〕国王」という表記が見られる（30頁、「〔日本の〕国王」の初出）。この史料では、一般の大名も「国王」という表記がされているので（この点については後述する）、この場合は、文字通り、日本の「国王」という意味である。

天正20年5月の時点で秀吉について「〔日本の〕国王」という表記が出てきたのは⁽⁹⁾、秀吉がすでに天正19年12月に太閤になり天皇の権威を相対化して最高権力者になっていたことや、そうした最高権力を背景として、海外遠征（文禄・慶長の役）にとりかかっていたことが要因として考えられる。

秀吉について「国王」という表記は、その後も見られる（32頁…天正20年4月（「かの国王」）、32頁…天正20年4月（「日本の国王」）、35頁…天正20年6月（「かの国王」）、37頁…天正19年9月（「日本国王」）、39頁…天正20年6月（「日本国王」）、42頁…天正19年9月（「日本国王」）、44頁…天正20年6月（「大国王関白」）、46頁…天正20年6月（「日本国王」）、46頁…天正20年6月（「偉大な国王」）、68頁…文禄2年4月（「日本国王」）、69頁…文禄2年4月（「国王」）、74頁…（「かの国王」）、86頁…文禄3年（「日本国王」）、100頁…文禄4年（「国王」）、100頁…文禄4年（「この国王」）、101頁…文禄4年（「〔日本の〕国王」）、101頁…文禄4年（「この国の王」）、101頁…文禄4年（「国王」）、101頁…文禄4年（「この国王」）、137頁…慶長2年6月（「関白、別名太閤様と称する国王」）、144頁…慶長3年6月（「日本の国王太閤様」）、153頁…慶長2年カ（「国王」）。

（7）「殿下」

天正20年6月の時点では、秀吉について「殿下」という表記が見られる（41頁、「殿下」の初出）。「殿下（でんか）」とは「摂政・関白・将軍の敬称」⁽¹⁰⁾であり、『邦訳日葡辞書』によれば「殿下（テンガ）」とは「関白（Quambacu）の官位」⁽¹¹⁾という意味なので、そうした理由によるものであろう。

（8）「君主」

天正20年6月の時点では、秀吉について「君主」（「偉大な君主関白」）という表記が見られる（41頁、「君主」の初出）。秀吉について「君主」という表記は、その後も見られる（166頁…慶長5年（「全日本の君主太閤様」）。

（9）「伯父」

文禄4年（1595）の時点では、秀吉について「伯父」という表記が見られる（101頁、「伯父」の初出）。この「伯父」の表記は、関白秀次から見て秀吉が「伯父」にあたるという意味であり、秀次事件に関する記載において出てくるものである（秀次事件については後述する）。

以上の中で用例として多いのは、「関白殿」、「皇帝」、「太閤様」、「国王」であるが、それぞれが単独の用例以外に「皇帝関白殿」（31頁）、「不誠実な皇帝・太閤」（114頁）、「日本の国王太閤様」（144頁）、「暴君の関白、（即ち）今は太閤と称する者」（117頁）、「関白、別名太閤様と称する国王」（137頁）のように組み合わせた用例も見られる。これは、最高権力者として、秀吉がそれぞれの呼称の性格を兼ね備えていた、という意味であろう。

なお、関白については「関白殿」というように殿付であるのに対して、太閤については「太閤様」というように様付である点には注意したい。

上述したように、秀吉に関する表記について、その初出の事例に着目すると、天正18年の天下統一を境に「関白」から「皇帝」へ変化し、同19年12月に太閤になって天皇の権威を相対化して最高権力者になり、海外遠征（文禄・慶長の役）にとりかかっていたことにより「国王」に変化したことは（つまり、「関白」→「皇帝」→「国王」）、秀吉の権力の上昇過程と相応して興味深い。換言すれば、スペイン側が、そうした秀吉の権力の上昇過程を正確に把握していたことになり、その炯眼に驚きを禁じ得ない。

なお、訳者（松田毅一氏）は、前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の第Ⅲ章（30頁）における「〔日本の〕国王」の注記⁽¹²⁾では「豊臣秀吉のことを同じ書簡が或いは“Emperador”（p.232）と言い、“Rey”（p.233）とも述べている」と指摘している。この場合、「Emperador」は「皇帝、帝王」⁽¹³⁾、「Rey」は「王、国王」⁽¹⁴⁾という意味であるから、同じ書簡の中でも秀吉に関して複数の異なる表記がされている、ということになる。

B【豊臣秀頼に関する表記】

豊臣秀頼に関しては、以下のような表記がされている。

文禄4年の時点では、「二歳になる一人の息子」（100頁）と記載されている（豊臣秀頼に関する表記の初出）。秀頼は文禄2年（1593）生まれなので、二歳（数え年。人物の年齢については以下同様）であるのは文禄3年（1594）ということになり、この記載された年次（文禄4年）と1年のずれがある。

この記載では、「彼（秀吉）の兄弟と言われていた者を殺し、残っていた甥（秀次）も殺したので、二歳になる一人の息子（秀頼）以外には相続人はいないから（後略）」としていて、秀次事件後の状況として、秀頼が秀吉の唯一の「相続人」としている。

慶長5年の時点では「その幼い一子」（166頁）と記載されている。この記載では「全日本の君主太閤様（秀吉）が死去して、同国をその幼い一子（秀頼）に遺した。しかし彼（秀頼）は年少で国家の統治ができないので、成長するまでの間（間々）は管理を四名の奉行（*quatro gobernadores*）に委ねた。」（166頁）としている。この記載によれば、秀吉は死去して「同国」つまり「全日本」を秀頼に遺した、としているので、秀頼は「全日本」の統治権を秀吉から正式に継承したことがわかる。

元和2年々の時点では「太閤様（秀吉）の息子」（251頁）と記載されている。この記載では「国（王）の地位

を狙っていた太閤様（秀吉）の息子（秀頼）を（大坂夏の陣で）敗死せしめ（後略）」として、大坂の陣後の状況を述べている。この記載では「国（王）の地位を狙っていた太閤様（秀吉）の息子（秀頼）」としているので、公儀（豊臣公儀）という意味で、秀頼は国王の地位を狙える位置にいたことがわかる。

元和元年の時点では「太閤（秀吉）の息子」（283頁）としている。慶長17年の時点では「太閤様（秀吉）の息子秀頼」（330頁）としている。

元和元年の時点では「王子」（284頁、秀頼を「王子」と表記した初出）としている。「王子」とは「王の息子」⁽¹⁵⁾という意味であるから、秀吉の息子という意味で使用されていることになる。

このように、この史料における秀頼の表記は、父である秀吉との関係性に限定されている点に注意したい。つまり、秀吉の正統な後継者（上述したように、秀頼は「全日本」の統治権を秀吉から正式に継承した）という点に秀頼の存在意義がある、ということになる。

C 【徳川家康に関する表記】

徳川家康に関しては、以下のように多様な表記がされている。

(1) 「関東の国王家康」

慶長3年（1598）の時点では、家康について「関東の国王（Rey de Quantó）（徳川）家康（Yaso）」という表記が見られる（155頁、「家康」の初出）。この場合の「国王」は大名という意味で使用されており、後述する日本の国王としての家康という意味とは、意味が異なる。同様の意味で、家康について「これほど強力な国王」（155頁）という表記も見られる。

この記載では家康について「関白（秀吉）を除いては日本最強の諸国王の一人で、全国の統治と主権において関白（秀吉）の後継者となるであろう」（155頁）としているので、秀吉の「後継者」としてスペイン側に認識されていたことがわかる。換言すれば、家康が秀吉の「後継者」としてスペイン側に認識されて、初めてこの史料（スペイン側の史料）に家康の記載が出てくる、と見なすこともできる。

「家康（Yaso）」の「Yaso」は「Yeyasu」の間違いであろう。この表記では、「家康」として敬称（様付、殿付）は付けていないが、「実名^{じつみょう}での呼び捨て表現は、現代的には無礼なことと受け取られるが、戦国時代にあってはまったく逆で、むしろ敬意の表現とみなすべきことだったのである」⁽¹⁶⁾と指摘されているので、そうした理由によるものであろう。

家康について「関東の国王」という表記は、慶長6年（1601）の時点（168頁）にも見られる。

(2) 「（日本）北部地方の関東の諸国の重立った領主である人物」

慶長7年（1602）7月の時点では、秀吉死去後の日本国内の状況として、「太閤様（秀吉）の逝去の後、……その政府には、彼（秀吉）の舅であり、（日本）北部地方の関東の諸国の重立った領主である人物（家康）が残った。」（170頁）という記載がある。この記載にある「（日本）北部地方の関東の諸国の重立った領主である人物」は家康を指すことは明らかである。ただし、家康が秀吉から見て舅にあたる、という記載は間違いであり、関東は「（日本）北部地方」ではなく東部地方の間違いである。

(3) 「内府様」

慶長5年(1600)の時点では、家康について「内府様 (Dayfusama)」という表記が見られる(166頁、「内府様」の初出)。この場合、「Dayfusama」としていることから、「内府様」の読み方が「だいふさま」(「ないふさま」ではない)であることがわかる。この記載では家康について「(一) 六〇〇年には一ヵ月の間にほとんど総ての諸国が変わって、内府様 (Dayfusama) (家康) と呼ばれる首長に帰属した」(166頁)としているので、関ヶ原の戦い後、家康が政治の主導権を掌握したことにスペイン側が注目していたことがわかる。

ここでは家康について、上述のような「家康」という実名^{じつみょう}ではなく、「内府様」という呼称を使用している点が注目される。「内府 (ないふ)」とは「内大臣」の別称⁽¹⁷⁾であり、『邦訳日葡辞書』では「内府 (ダイフ)」について「Naidaijin (内大臣) に同じ。日本の四つの主要な官職の一つ」⁽¹⁸⁾としている。よって、家康を「内府様」と官名+様付で表記したことは、関ヶ原の戦いに勝利した家康を日本の最高権力者として、スペイン側が見なしていたことの証左と言えよう。

家康について「内府様」という表記は、その後も見られる(168頁…慶長5年(「内府様」)、168頁…慶長6年(「内府様」)、172頁…慶長7年7月(「内府様」)、184頁…慶長10年(「内府様」)、277頁…慶長18、同19年(「内府様」)、281頁…元和元年(「内府」)、283頁…元和元年(「内府」)、286頁…元和2年ヵ(「内府様」)、289頁…慶長11年ヵ(「内府」)、292頁…(「内府」))。

(4) 「皇帝」

慶長7年6月の時点では、家康について「皇帝」という表記が見られる(169頁、「皇帝」の初出)。上述のように、秀吉についても「皇帝」という表記が見られたが、その用例の上限は、天正19年であり、下限は慶長2年6月であるので、スペイン側では、秀吉死後の新しい「皇帝」として家康を見なしたことになる。上述したように、慶長7年6月の時点で家康について「皇帝」という表記の初出であることは、関ヶ原の戦いに勝利した家康を日本の最高権力者として、スペイン側が見なしていたことの証左と言えよう。

家康について「皇帝」という表記は、その後も見られる(169頁…慶長7年6月(「日本皇帝陛下」)、170頁…慶長7年6月(「日本皇帝」)、170頁…慶長7年6月(「皇帝陛下」)、171頁…慶長7年7月(「皇帝」)、172頁…年次不明(「皇帝」)、175頁…慶長7年11月(「都の皇帝」)、179頁…慶長8年7月(「皇帝」)、180頁…慶長8年7月(「皇帝」)、183頁…慶長9年12月(「日本皇帝」)、188頁…慶長14年9月(「皇帝である將軍様」)、189頁…慶長14年10月以降(「皇帝」)、190頁…慶長14年(「皇帝」)、192頁…慶長14年1月(「日本皇帝」)、193頁…慶長15年(「皇帝源 (Minamoto)」)、193頁…慶長15年1月(「皇帝」)、193頁…慶長15年2月(「日本皇帝」)、194頁…慶長15年1月(「日本皇帝」)、194頁…慶長15年1月(「皇帝」)、195頁…慶長15年1月(「皇帝」)、196頁…慶長15年1月(「皇帝」)、196頁…慶長15年1月(「日本皇帝」)、197頁…慶長15年1月(「皇帝」)、198頁…慶長15年1月(「皇帝」)、198頁…慶長15年2月(「日本皇帝」)、200頁…慶長15年3月ヵ(「皇帝」)、202頁…慶長15年4月(「皇帝」)、203頁…慶長15年ヵ(「皇帝」)、205頁…慶長15年ヵ(「日本皇帝」)、205頁…慶長15年ヵ(「皇帝」)、210頁…慶長14年10月以降(「日本皇帝」)、215頁…慶長16年6月(「日本諸国諸州の皇帝陛下」)、221頁…慶長16年7月(「皇帝」)、223頁…慶長16年(「日本皇帝」)、230頁…慶長19年10月(「日本皇帝」)、231頁…慶長19年ヵ(「皇帝」)、237頁…元和元年1月(「日本皇帝」)、239頁…元和元年ヵ(「日本皇帝」)、239頁…元和元年ヵ(「皇帝」)、246頁…元和元年9月(「皇帝」)、277頁…慶長18、同19年(「日本諸国全体の皇帝」)、293頁…慶長17年(「皇帝」)、294頁…(「皇帝」)、330

頁…慶長17年（「日本国、天下の絶対者である皇帝」）。

(5) 「国王」

慶長8年7月の時点では、家康について「国王」という表記が見られる（179頁、「国王」の初出）。この場合の「国王」は、日本の「国王」という意味であり、上述した大名としての「国王」という意味（「関東の国王家康」、155頁）とは異なる。

上述のように、秀吉についても「国王」という表記が見られたが、その用例の上限は、天正20年4月であり、下限は慶長3年6月であるので、スペイン側では、秀吉死後の新しい日本の「国王」として家康を見なしたことになる。

家康は慶長8年2月に征夷大將軍に補任されたので、家康の將軍就任後に家康について「国王」の初出が見られる点に注意したい。

家康について「国王」という表記は、その後も見られる（192頁…慶長14年1月（「日本国王」）、195頁…慶長15年1月（「国王」）、196頁…慶長15年1月（「国王陛下」）、225頁…慶長18年6月（「日本国王」）、250頁…元和2年カ（「日本国王」）、258頁…元和2年カ（「国王」）、260頁…元和2年カ（「日本国王源家康（Minamoto no Yasuyuki）」）、262頁…元和2年カ（「国王」）、262頁…元和2年カ（「国王」））。

(6) 「公方様」

慶長10年（1605）の時点では、家康について「公方様」という表記が見られる（184頁、「公方様」の初出）。この記載では「内府様、別名公方様（Cubusama）」（184頁）としているが、「公方（くぼう）」とは「征夷大將軍の称」⁽¹⁹⁾であり、「内府」（＝内大臣）の別称（別名）ではない。「Cubusama」は「Cubosama」の間違いであろう。

家康の將軍就任は、上述のように慶長8年2月であるから、慶長10年の「公方様」の表記が、この史料における初出であることは時代的には整合する。「公方様」というように様付である点には注意したい。

家康について「公方様」という表記は、その後も見られる（216頁…慶長16年6月（「公方様」）、277頁…慶長18、同19年（「公方様」）、330頁…慶長17年（「公方様」））。

(7) 「將軍様」

慶長14年（1609）9月の時点では、家康について「將軍様」（表記としては「皇帝である將軍様」という表記が見られる（188頁、「將軍様」の初出））。

家康は慶長10年4月に將軍職を秀忠に譲ったので、同14年9月の時点では將軍ではなかった。しかし、上述したように、この史料では、秀吉が太閤になったあとも「関白」と表記されていると同様に、家康が將軍職を辞したあとも「將軍様」という表記がされている。「將軍様」というように様付である点には注意したい。

家康について「將軍様」という表記は、その後も見られる（188頁…慶長14年10月以降（「將軍」）、189頁…慶長14年10月以降（「將軍様」）、202頁…慶長15年カ（「將軍様」）、277頁…慶長18、同19年（「將軍」）、330頁…慶長17年（「將軍様」））。

(8) 「殿下」

慶長14年1月の時点では、家康について「殿下」という表記が見られる（190頁、「殿下」の初出）。この点につ

いて、訳者（松田毅一氏）は、前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の第X I章（190頁）における「殿下」の注記⁽²⁰⁾では「原文“su Alteza”（p.47）。徳川家康を“Emperador”（皇帝）と記しているから“殿下”は矛盾するが、スペイン国王に“Su Magestad”（陛下）を用いている関係からか「殿下」としている。」と指摘している。この指摘を考慮すると、本来、家康について「殿下」と表記するのは不適切ということになる。ちなみに、「Alteza」とは「殿下：王子・王女に与えられる称号」⁽²¹⁾という意味であるので、家康について「王子」とする意味はあてはまらないであろう。家康について「殿下」という表記は、その後も見られる（228頁…慶長18年6月（「殿下」））。

(9) 「源家康」

慶長15年1月の時点で、家康について「源家康（Minamoto no Yeas）」という表記が見られる（194頁、「源家康」の初出）。

「源家康（Minamoto no Yeas）」の表記は、「日本皇帝（家康） — その名は源家康（Minamoto no Yeas）、威厳を表す名称は大御所様 — は駿河国府中の政庁において、スペイン国王とヌエバ・エスパーニャ副王に対する使節として私（ルイス・ソテロ師）をスペインへ派遣することを命じた後に（後略）」（194頁）という記載に出てくるので、家康が「源家康（Minamoto no Yeas）」として「源」と表記しているのは、外交関係の使節を派遣するための名乗りだからであろう。

上述した慶長15年の時点で家康について「皇帝源（Minamoto no Yeas）」（193頁）という表記は「皇帝源（Minamoto no Yeas）（家康）は、この使者の聖職者（ルイス・ソテロ）をスペイン国王、並びにヌエバ・エスパーニャ副王への使節に任命した」（193頁）という記載に出てくるので、「源」と表記しているのは、これも同様の理由によるものと思われる。

また、元和2年カの時点で家康について「日本国王源家康（Minamoto no Yeas）」（260頁）という表記が見られる。「日本国王源家康（Minamoto no Yeas）」の表記は、「日本国王源家康（Minamoto no Yeas）。ヌエバ・エスパーニャ副王に回答する。閣下の書簡及びそれと共に閣下が送られた贈物を受領して大いに満足し感謝する。」としているので、外交文書における表記であることがわかる。

このように、家康について「源家康」（或いは「源」）という表記は、外交関係の事案においてのみ使用される表記であると言える。

上記の「源家康（Minamoto no Yeas）」（194頁）、「皇帝源（Minamoto no Yeas）」（193頁）、「日本国王源家康（Minamoto no Yeas）」（260頁）という表記からは、「源」が「Minamoto」＝「みなもとの」という読み方であることがわかり、「みなもと」ではなく「みなもとの」（「の」を付けている）としている点に注意したい。

(10) 「日本の天下人源家康」

慶長14年12月の時点で、家康について「日本の天下人（El universal señor de Japón）源家康」という表記が見られる（197頁、「日本の天下人源家康」の初出）。

これは「（日本）皇帝（家康）がルイス・ソテロ師に渡された書状の正確な（スペイン語への）訳文」（197頁）に記された表記である。この書状は家康がスペインのレルマ（Lerma）公爵への披露状の形式をとったスベ

イン国王（フェリペ3世）宛の書状（慶長14年12月28日付）である。上記の「日本の天下人」（197頁）の表記について、訳者（松田毅一氏）は、前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の第X I章（197頁）における「日本の天下人」の注記⁽²²⁾では「AGI（引用者注:Archivo General de Indias〔インディアス総文書館〕の略号）に現存する原文には家康の朱印があるのみである」と指摘している。

よって、上記の「日本の天下人」という記載は、スペイン語への訳文を作成する段階で付けられたものであることがわかる。上記の「日本の天下人」という記載が付けられた理由は、「源家康」（＝徳川家康）が日本でどのような立場の人物であるのかを説明するためであったと思われる。

そのほか、1613年（慶長18）6月20日付の「日本皇帝（家康）宛の（スペイン）国王陛下の書簡」（227頁）には「（前略）ドン・フェリーペ（より）。予の最も尊敬する日本の天下人（Universal Rey）源家康へ。」（227頁）と記されている。

この2例によれば、「日本の天下人」という表記は、家康からスペイン国王（フェリペ3世）宛の書状、スペイン国王（フェリペ3世）から家康宛の書状という国書（外交文書）においてのみ表記される最上級の敬称ということになる。

(11) 「大君」

慶長15年1月の時点で、家康について「日本の大君」という表記が見られる（197頁、「大君」の初出）。「大君（たいくん）」とは「君主の敬称」⁽²³⁾という意味である。よって、後述する「君主」と同じ意味になる。

(12) 「君主」

慶長15年1月の時点で、家康について「日本の君主」という表記が見られる（198頁、「君主」の初出）。上述したように「君主」という表記は秀吉にも見られるが、その表記の下限は慶長5年であるので、秀吉死去後、家康を新しい「君主」としてスペイン側は見なしていたことになる。

(13) 「日本の絶対君主」

慶長5年の時点で、家康について「日本の絶対君主」という表記が見られる（168頁、「日本の絶対君主」の初出）。この表記は、関ヶ原の戦いの勝利により「内府様が日本の絶対君主となった」（168頁）という記載に出てくる。

元和2年（1616）カの時点でも家康について「全日本の絶対君主」という表記が見られる（251頁）。この記載では「国（王）の地位を狙っていた太閤様（秀吉）の息子（秀頼）を（大坂夏の陣で）敗死せしめ、それによって（家康への）反対者がなくなり、彼（家康）が全日本の絶対君主となった」（251頁）としている。

このように、関ヶ原の戦いの勝利、大坂の陣の勝利によって、家康による天下支配が確定したという意味で、家康が「日本の絶対君主」（或いは「全日本の絶対君主」）になった、としている。

絶対君主制とは「君主が主権、すなわち統治権を独占的に有する君主制。専制君主制ともいう。制限君主制に対する語。」⁽²⁴⁾ という意味であるので、関ヶ原の戦いの後、そして、大坂の陣の後、家康が独占的に政治権力を掌握したということを述べていると思われる。

(14) 「大御所様」

慶長15年1月の時点で、家康について「大御所様」という表記が見られる（194頁、「大御所様」の初出）。「大

御所様」の表記は、「日本皇帝（家康） — その名は源家康（Minamoto no Yeas）、威厳を表す名称は大御所様」（194頁）という記載に出てくる。この記載によれば、「日本皇帝」＝「源家康（Minamoto no Yeas）」＝「大御所様」ということになる。この記載において「大御所様」は「威厳を表す名称」としている点は興味深い。

「大御所」とは「前將軍の尊称」⁽²⁵⁾ という意味なので、確かに意味的には「威厳を表す名称」という理解は間違ではない。「大御所様」というように様付である点には注意したい。

(15) 「暴君」

元和元年カの時点で、家康について「暴君」という表記が見られる（284頁、「暴君」の初出）。この記載は「將軍内府様（家康）の迫害が頂点に達して殉教者が血にまみれ（中略）秀頼が勝利を収めて人々は暴君（家康）から解放されようとの希望から（後略）」（284頁）としているので、家康を「暴君」と表記した理由は、家康のキリスト教への迫害と関係していることがわかる。

(16) 「父君」

元和2年カの時点で、家康について「父君」という表記が見られる（258頁、「父君」の初出）。この「父君」という表記は子の秀忠との関係において記載されている。

家康について「父君」という表記は、慶長17年の時点でも見られる（330頁）。この場合も子の秀忠との関係において記載されている。

以上のように、家康については、秀吉以上に多様な表記が見られる。この中で用例が多いのは、「内府様」、「皇帝」、「国王」、「公方様」、「將軍様」であり、用例の多さで比較すると、「皇帝」（44例）＞「内府様」（11例）＞「国王」（10例）＞「將軍様」（6例）＞「公方様」（4例）というように、「皇帝」の用例が突出して多い。

上述のように、「皇帝」の用例の上限は慶長7年6月、下限は元和元年9月であり、家康の將軍就任の前年から死去する前年まで、幅広く見られる。このことは、家康が関ヶ原の戦い以後、秀忠に將軍職を譲ったあとも死去するまで、政治的実権を掌握し続けたことを示している。

「皇帝」、「国王」という表記は、上述したように秀吉にも見られるが、その用例の下限が、それぞれ慶長2年6月（「皇帝」）、同3年6月（「国王」）であることから、秀吉死去後、家康が日本の新しい「皇帝」、「国王」としてスペイン側に認識されたことになる。

上述したように、家康について「大御所様」という表記は意外に少なく、1例だけである。その理由としては、当時、「大御所様」という呼称があまり使用されていなかったか、或いは、スペイン側では「大御所様」よりも「皇帝」という表記の方が、家康の政治権力の実態をストレートに表していてわかりやすかった、という理由かもしれない。

家康についての表記が多様であったことは、「内府様（家康）は將軍、又は公方様とも称され、それは日本諸国全体の皇帝というのと同様である」（277頁）、「日本国、天下の絶対者である皇帝、將軍様、或いは公方様（家康）」（330頁）という記載からもわかる。

D 【徳川秀忠に関する表記】

徳川秀忠に関しては、以下のような表記がされている。

(1) 「公方様」

慶長14年9月の時点では、秀忠について「皇帝である將軍様（家康）とその息子の公方様（秀忠）」という表記が見られる（188頁、「公方様」の初出。秀忠に関する記載の初出）。この場合、家康＝「皇帝」＝「將軍様」、秀忠＝「公方様」ということになるが、將軍と公方は同じ意味であるので、家康＝「將軍様」という表記は意味的に正しくない（慶長14年9月の時点では家康＝前將軍とすべきである）。

この記載は、前フィリピン臨時総督のドン・ロドリゴ・ビベロ・デ・ベラスコが乗船していた旗艦サン・フランシスコ号が関東地方の水域で難破して、ビベロが江戸城に秀忠、駿府城に家康を訪問することに関する記載に関係している。秀忠について「公方様」という表記は、その後も見られる（188頁…慶長14年10月以降（「公方様」））。

(2) 「王子」

慶長14年10月以降の時点では、秀忠について「將軍（家康）の相続者である王子（秀忠）」という表記が見られる（188頁、「王子」の初出）。この場合、「將軍（家康）の相続者」＝「王子（秀忠）」としている点に注意したい。

この記載も、前フィリピン臨時総督ビベロが江戸城に秀忠、駿府城に家康を訪問することに関する記載に関係している。

秀忠について「王子」という表記は、その後も見られる（188頁…慶長14年10月以降（「王子」）、189頁…慶長14年10月以降（「王子」）、210頁…慶長14年10月以降（「日本皇帝（家康）、及びその嗣子である王子」）、216頁…慶長16年6月（「王子」）、218頁…慶長16年6月（「王子」）、219頁…慶長16年6月（「王子」）、221頁…慶長16年7月（「王子」）、230頁…慶長19年10月（「息子である王子」）、283頁…元和元年（「息子の王子」）、293頁…慶長17年（「王子」））。

(3) 「息子」

慶長15年々の時点では、秀忠について「皇帝（家康）の息子（秀忠）」という表記が見られる（205頁、「息子」の初出）。

慶長18年6月の時点では秀忠について「日本国王（家康）とその息子（秀忠）」（225頁）、「殿下（家康）、及び御息源秀忠（Fidedata Minamoto）」（228頁）という表記が見られる。この場合、「Fidedata」は「Fideta-da」の間違いと思われる。

「殿下（家康）、及び御息源秀忠（Fidedata Minamoto）」（228頁）という表記は、「日本皇帝（家康）宛の（スペイン）国王陛下の書簡」（227頁）に記されている内容に出てくるので、スペイン国王（フェリペ3世）宛の書状で「源秀忠」と記したことに対応した記載によるものと思われる。

元和2年々の時点では秀忠について「日本国王（家康）とその子息（秀忠）」という表記が見られる（250頁）。

このように、当時すでに將軍であった秀忠について、単に（家康の）「息子」（或いは「子息」）扱っている点には注意したい。

(4) 「国王」、「新国王」

元和2年々の時点では、秀忠について「この時期に国王（家康）が死去した。（中略）父君（家康）の定めた通

り、何の反対もなしに息子（秀忠）が国王になり（後略）」（258頁）と記載されていて、秀忠が「国王」になった、としている（258頁、「国王」の初出）。

この記載で重要なのは、家康が死去して初めて秀忠が「国王」になった、としている点である。逆に言うと、家康が存命中は、将軍・秀忠は「国王」ではなかった、とスペイン側が見なしていたことになる。

元和2年カの時点では秀忠について「新国王」（259頁）という表記が見られる。この場合も、家康死去後に秀忠が「新国王」になった、とスペイン側が見なしたことがわかる。このほか、秀忠について「国王」とした表記は、262頁にも見られる（元和2年カ）。

（5）「新将軍」

慶長17年の時点では、秀忠について「新将軍」という表記が見られる（330頁、「新将軍」の初出）。この表記は「（家康の）後継者である新将軍（秀忠）は、父君（家康）と共に国家の統治を分担し（後略）」という記載の中に出てくる。この記載によれば、慶長17年の時点で、江戸の将軍政権（秀忠）と駿府の大御所政権（家康）が「国家の統治を分担」していたことがわかる。

以上の用例の中で最も多いのが「王子」（11例）であり、その用例の上限は慶長14年10月、下限は同19年10月である。この上限から下限の期間は、秀忠が将軍であった期間に該当するが、将軍という意味の「公方様」の用例は2例のみで、「王子」の用例が多いのは、父である家康との関係性において表記されていることを意味している（「息子」の用例についても同様である）。

この史料では秀忠は家康とセットで表記されることが多い点も考慮すると、家康の死去までは、スペイン側には秀忠単独では独立した政治権力と見なされていなかった、と考えられる。

その証左として、上述したように、家康が死去して初めて秀忠について「国王」（或いは、「新国王）」という表記が出てくるのである。

こうしたスペイン側の秀忠に対する見方（認識）は、家康死去以前と以後の、秀忠に関する政治権力の実態を知るうえで重要である。

C、D【家康と秀忠の人物像】

前フィリピン臨時総督のドン・ロドゥリーゴ・ビベーロ・デ・ベラスコ（Don Rodrigo Vivero de Velazco）が、慶長14年に江戸城で徳川秀忠に謁見した時の秀忠についての印象として「ビベーロが見たところでは公方様（秀忠）は三十五歳くらいで、色黒の立派な容貌で気高い感じであった」（188頁）としている。この記載では、秀忠について「三十五歳くらい」としているが、慶長14年の時点では秀忠は31歳であった。

ビベーロが同年に駿府城で家康に謁見した時の家康についての印象として「皇帝（家康）は六十歳前後であった。彼（家康）の身長は普通で、よく太り、王子（秀忠）よりも色黒ではなく、愛嬌よく尊敬すべき風貌であった。」（189頁）としている。この記載では、家康について「六十歳前後」としているが、慶長14年の時点では68歳であった。

このように、家康と秀忠について、直接会った人物が、その風貌・容姿などについて具体的に証言している点は重要である。

家康については、「この国王（家康）は極めて権力があり粗野（bárbaro）であるから（後略）」（慶長8年7月、179頁）、「日本皇帝（家康）の誇りと尊大さを知っているだけに政庁の貴人たちは大いに驚いた」、「皇帝（家康）が尊大な性格にもかかわらずその意に反して敬意を払ったことは（後略）」（慶長15年1月、196頁）などのように、家康について「極めて権力があり粗野」、「誇りと尊大さ」、「尊大な性格」という点がわかる。

各記載に関する具体的検討（2）－戦争関係、大名関係、フィリピンへの侵攻計画など－

E 【戦争関係（軍事動員関係など）に関する記載】

（1）戦国大名・松浦鎮信の海外派兵能力

天正15年6月の時点で「戦闘に関する思慮と実際の経験がある人物として、彼（日本から来た船長、平戸国王（松浦鎮信）の甥）はかの地（平戸）から良く組織された軍勢六千名を容易に連れて来るための情報と計画を臣（フィリピン総督）に示した」（12頁）としている。

この記載は、日本から来た船長である「平戸国王」（松浦鎮信）の甥がフィリピン総督に対して述べた内容である。

この記載の前段には「陛下（スペイン国王フェリペ2世）、又は当諸島総督（フィリピン総督）が兵士を必要として通知されるにおいては、平戸国王（松浦鎮信）、並びにその友人であるドン・アグスティーノ（小西行長）なる他のキリスト教徒の国王は、求められた人員、並びに兵士を良く武装し、かつわずかの経費をもって、ボルネオ、シャム、モルッカ、又は自分たち（日本人）の敵である大中国へ派遣するであろう。これはただ陛下（スペイン国王フェリペ2世）に奉仕して名誉を得ることのみを目的としているからである。」（12頁）としているので、スペイン国王フェリペ2世、或いは、フィリピン総督の海外派兵要請があれば、それに対応できる、という意味であることがわかる。

このように、天正15年の時点で、松浦鎮信が6000名の兵力を海外派兵できることを具体的に示している点は注目される。

（2）当時の日本兵の戦闘力、士気の高さなど

天正15年6月の時点で「（日本で）国の数が多く、その地の住民が計り知れぬほど多いことは信じ難いほどである。この日本人は意気盛んな人々で、武器の使用を心得ており、私たちはそれを利用している。（日本人）以外の者はすべてそのようではなく、はなはだ卑屈であり臆病で、武器を有していない。」（12頁）としている。このように、他国と比較して、当時の日本人が武器使用に慣れていたことがわかる。

天正15年6月の時点で「彼ら（日本人）は好戦的であり、あらゆる原住民たち、特に中国人から恐れられている。（中略）彼ら（日本人）の気概なり勇敢さについての経験から、彼ら（中国人）はその（日本人の）名を聞いただけで恐怖心を抱く。」（13頁）としている。この記載からは、当時の日本人が好戦的であり、勇敢であったことがわかる。

天正20年4月の時点で「日本人はスペイン人を少しも恐れておらず『一人で十人のスペイン人と戦うことができる日本人がいる』と日本人が自慢するのを常に聞かされた」（32頁）としており、当時の日本人のスペイン人に対する戦力的見方（スペイン人に比較して日本人の戦闘力の高さ）がわかり興味深い。

ただし、天正20年の時点で「スペイン人が他の国の人々よりも戦い（に長じ）勇敢で正しいことを皇帝（秀吉）が知っていたからこの歓迎をしようとしたのであり、陣中の人々全員にそのように公表された」（58頁）としている。よって、秀吉としてはスペイン人の勇敢さを認めていたことになる。

文禄2年4月の時点で「この島（フィリピン）には四千名か五千名のスペイン人がある、と私（キリスト教徒であり中国人の通訳アントニオ・ロペス）が言うのを聞いて日本人たちは笑った。彼ら（日本人）は『（フィリピン）諸島の防備は児戯に類する。何故ならば日本人百名はスペイン人の二百名、或いは三百名に匹敵する力を有するからである。だから（フィリピン）諸島を征服することは困難ではない（後略）』と言っていた。」（65～66頁）としている。

この記載によれば、当時の日本人は、日本兵100人はスペイン兵200～300人に戦力的に匹敵する、と認識していたことがわかる。よって日本兵はスペイン兵の2～3倍の戦闘力があつた、と当時の日本人が認識していたことになる。

慶長10年7月の時点で「何故ならば日本に住む人の数は限りなく、皆死を恐れぬ程非常に勇敢で……」（184頁）としている。

元和2年カの時時点で「（当国では）次のように考えられている。キリスト教（国民）は、宗教に関する道理に無智な人々であり、その風習は野蛮かつ粗野で、礼儀を弁えず教養もないし、人に対する親切さも真実性なり信頼性にも欠け、軍事に関しては日本人より劣っているが、ただ航海（術）のみは日本人より優れている。」（260頁）としている。

このように、当時の日本人のスペイン人に対する見方がわかる。スペイン人は「軍事に関しては日本人より劣っている」としている点は注目される。

元和2年カの時時点で「これは感謝状であり、この書状の中では日本人は著しく謙譲であるが、私（パラガ師）の見るところでは彼ら（日本人）は私たち（スペイン人）に対して謙譲ではなく、むしろ反対に私たち（スペイン人）を軽蔑し己より劣った者とし、ただ利益になることのみを認め、彼ら（日本人）はスペイン人に好意的なのではなく、その財力に関心を抱いていることを示している。」（261頁）としている。

この記載からは、当時の日本人のスペイン人に対する見方がわかる。表面上では謙譲であるが、本心としてはスペイン人を軽蔑し、スペイン人の財力にしか関心がない、ということがわかる。

元和2年カの時時点で「日本においてはキリスト教（カトリック）の敵と宣言されているイギリス人やオランダ人が認められており、日本人はスペイン人に対するよりも多くの好意を彼ら（イギリス人、オランダ人）に示し、スペイン人に対しては軽蔑と嘲笑を以て処遇し、あらゆる機会にスペイン人に危害を加えようとしている」（261頁）としている。

この記載からは、当時の日本人がイギリス人やオランダ人に好意的なのに対して、当時の日本人はスペイン人に対して「軽蔑と嘲笑」という態度をとっていたことがわかる。

（3）秀吉の動員可能兵力数をスペイン側はどのように見ていたのか

スペイン側は秀吉の動員可能兵力数をどのように見ていたのか、という点については次のような記載がある。

天正20年5月の時点で「噂によれば、朝鮮を攻撃するために、それぞれ五万の兵から成る三軍団と強力な艦隊

を準備していると言う」(29頁)としている。

この記載によれば、朝鮮出兵のために秀吉は「それぞれ五万の兵から成る三軍団」を準備した、としているので、1軍団5万×3軍団=合計15万になる。

天正20年4月の時点で「兵を徴集する件に関しては、彼(秀吉)は十万、或いは十五万の人員を容易に集めていし(後略)」(32頁)としている。この記載によれば、秀吉は10~15万の兵力を容易に動員可能である、としている。

天正20年4月の時点で「(秀吉は)二十万人であっても必要な人員をことごとく集めることは可能であろう」(33頁)としている。この記載によれば、秀吉は20万人の兵力を動員できる、としている。

文禄2年4月の時点で「(キリスト教徒であり中国人の通訳アントニオ・ロペスは)(長谷川)法眼の家で、『十万の日本人から成る十隊の軍がここ(フィリピン)に来るだろう』と言っているのを聞き、『このフィリピンには五千か六千名の兵がいるのみで、ここマニラでは三千か四千名の兵のみである』と言うと、日本人は、(フィリピンを攻略するために)『ではそれほど多数の人々は不必要だ。一万人で十分だろう』と言った……。」(68頁)としている。

この記載によれば、文禄2年4月の時点で、秀吉はフィリピンへの軍事侵攻に10万人で10隊の兵力を投入可能(派兵可能)であったことがわかる。この場合、10万人で10隊であるので、1隊は1万人という計算になる。

そして、フィリピンにおけるスペイン人の守備兵が5000~6000人で、そのうちマニラの守備兵は3000~4000人であることがわかると、フィリピン攻略には日本兵1万人で十分であると判断している。よって、スペイン兵の約2倍の兵力(日本兵)で制圧が可能と当時の日本人は判断していたことになる。

文禄3年6月カの時時点で「日本皇帝(秀吉)が準備している軍勢と武器は強大で、その兵は勇敢であり、二百隻の船が準備され多数の砲が鋳造されていることは周知のことである」(91頁)としている。

この記載からは、秀吉の軍勢と武器が強大であること、秀吉の軍勢が勇敢であること、200隻の船が準備されていること、多数の砲が鋳造されていること、という情報をスペイン側が把握していたことがわかる。

文禄3年6月カの時時点で「日本皇帝(秀吉)は、『もしスペイン国王との間に十分な親善関係が成立するならば、必要の際には何時でも一万名の救援軍をフィリピン総督に供与するということをスペイン国王に伝達せよ』と私(船長)に命じた」(91頁)としている。

この記載からは、秀吉は1万人の救援軍をいつでもフィリピン総督に供与することができる状態にあったことがわかる。

フィリピン総督(スペイン人でありスペイン国王の家臣)、つまりスペイン側からは、秀吉の軍事動員能力は、上述のように10~20万人と見られていたので、上述のようにフィリピンにおけるスペイン人の守備兵が5000~6000人という状況では、秀吉のフィリピン(台湾も含む)への軍事侵攻に大きな危機感を抱いていたのは当然であった。

(4) 日本の国内戦で長期戦が不可能である理由

元和元年の時時点で「七月一日に内府(家康)は三十万人の軍勢と共に都を出発した。これだけの兵を集めるのは日本ではヨーロッパにおけるよりは容易である。と言うのは、封禄や領地を有する者は皆、自費で禄高に応じ

て兵を提供する義務を負っているからである。しかし糧食が不足するので戦さを長く続けることができない。」(281頁)としている。

この記載は、大坂の陣に関する記載である。この記載によれば、軍勢の動員をヨーロッパと比較し、大軍勢を動員することは日本ではヨーロッパよりも容易である、としている点は注目される。「自費で禄高に応じて兵を提供する義務」とは軍役のことを指す。「しかし、糧食が不足するので戦さを長く続けることができない」ということから、当時の日本において、兵糧の継続的な補給ができなかったため長期戦が不可能であったことがわかる。

このように、スペイン側が、当時の日本の国内戦で長期戦が不可能である理由を明確に見抜いていたことは注目される。

F【当時の習慣…書状と贈物】

当時の日本における習慣などに関する記載がある。

a. 書状関係の儀礼や書札など

書状関係の儀礼や書札などに関する記載は非常に具体的であり、その意味で重要である。

(1) 秀吉がフィリピン総督に対して出した書状や書状を入れた箱など(天正20年6月)

秀吉がフィリピン総督に対して出した書状や書状を入れた箱などについて「かの国王(秀吉)の書状を臣(フィリピン総督)に手交した。それは白色に塗ったIvara半(1m半くらい)の長さの木箱に入れられて来た。中には更に同じ大きさの箱があり、これは光沢のある黒色で美しく塗ってあり(黒漆のことか?)、(中略)それは光沢があり黄金色のきめの荒い華美な紙に、中国の文字を以て日本語で書いた大型の書状で、教皇の勅書より大きい程であった。」(35～36頁)という記載がある。このように、秀吉がフィリピン総督に対して出した書状(とその大きさ)や書状を入れた箱などについて詳しい記載がある。その詳しい記述は当時の外交文書(書状)に関する儀礼(書札など)を知るうえで具体的であり参考になる。フィリピン総督に対して出した秀吉の書状が大きいことについて、教皇の勅書と比較している点は興味深い。「光沢があり黄金色のきめの荒い華美な紙」というのは金箔の紙という意味であろうか。

(2) 秀吉がフィリピン総督に対して出した書状(文禄2年5月)

秀吉がフィリピン総督に対して出した書状について「(フィリピン総督宛の秀吉の)書状は、緞子のような金箔を施した大きな紙で、金箔の上に文字が書かれていた」(63頁)という記載がある。書状は「金箔を施した大きな紙」であったことがわかり、外交文書であったためこうした豪華で大きい紙を使用したのであろう。

(3) 家康がスペイン国王(フェリペ3世)とヌエバ・エスパーニャ副王に出した書状(慶長15年1月)

家康がスペイン国王(フェリペ3世)とヌエバ・エスパーニャ副王に出した書状について、以下のような記載がある。

▼どのような種類の紙を使用したのか

使用した紙の種類については「皇帝(家康)は引合ひきあわせ(figiabaxe)と称する紙を求めたが、これは日本で最高の紙で、外見はいとも粗末であるが品位は最高で、その理由は、国外に宛てる重要な書状や指令を認める以外の目的には用いられず、宛名人(スペイン国王とヌエバ・エスパーニャ副王)を尊敬し筆者(家康)を卑下するもの

だからである」(195頁)と記載されている。

このように外交文書であるため、「日本で最高の紙」である「引合」紙を使用した、としている⁽²⁶⁾。

▼どのような文字を使用したのか

使用した文字については「皇帝(家康)はこの書状を仮名(Cana)と称され一般に用いられている文字で書くことを命じ、南蛮(Naban)においては難しい文字(letras)である文字(mofin)は使用しないし尊重もしないことを知っていると言った」(195頁)と記載されている。この場合、「南蛮(Naban)においては難しい文字(letras)である文字(mofin)」というのは漢字を指すと考えられる⁽²⁷⁾。

つまり、外交文書であるため漢字を使用せず仮名を使用して記載した、という意味であろう。

▼書状に記すべき内容と記すべきではない内容について

書状に記すべき内容、記すべきではない内容について「私(ルイス・ソテロ師)は書状が読み上げられるのを聞き、『本状は偉大で強力な君主(スペイン国王)に宛てられていることを考慮せねばならない。それ故、(スペイン国王に対する)儀礼の辞を加える必要がある。』と言った。兩人(秘書と財務課長〔後藤庄三郎])もその場にいた他の武士や貴人たちは私(ルイス・ソテロ師)を(見て)笑って言った。『挨拶や口上は使節(ルイス・ソテロ師)が言葉を以て述べるべきである。それ故、当地(日本)の事情を熟知している者としてこの用務のために特に司祭パテレン(ルイス・ソテロ師)が派遣されるのである。従って使節(ルイス・ソテロ師)は(口答で説明して)それほど偉大な君主(スペイン国王)を全く満足させるよう努める義務がある。何故ならば日本の習慣では、このような高位の要人(スペイン国王)に宛てる書状には、国王(家康)の印と共に使命の要点以外のことは記すべきではなく、爾余のことを書くのは無礼である。それ故、諸条項、(スペインとの)平和協定、(スペイン国王への)贈物の件も書状に記すべきではなく(後略)』と(言った)。(195頁)と記載されている。この記載からは、①「挨拶や口上」は使者(この場合、ルイス・ソテロ師)が口答で説明すべきであり、それが使者の責務(義務)である、②当時の日本の習慣では、高位の要人に宛てる書状には要点以外は記すべきではなく、それ(要点)以外のことを書くのは、かえって(=逆に)無礼にあたる、ということがわかる。

このように、当時の日本における書状の書き方(要点以外は書かない)や、(書状に書かれていない点について)口上を述べるのは使者の責務(義務)である、ということが具体的によくわかる。

▼スペイン国王(フェリペ3世)宛の書状は披露状(側近の最高家臣宛)、ヌエバ・エスパーニャ副王宛の書状は本人宛とした

家康が出すスペイン国王(フェリペ3世)宛の書状とヌエバ・エスパーニャ副王宛の書状の形式の違いについては、「皇帝(家康)は話(ルイス・ソテロ師がヌエバ・エスパーニャの副王は我が君主であるスペイン国王の家臣であることを考慮していただきたい、と述べたこと)を聞いて(次のように)命じた。『(書状に書かれた)使命の要点はいずれも同じであり、高貴の人々に宛てた書状には要点以外のことは書くことはできず、従ってそれらの書状は同じ方法で認めるべきである。だがヌエバ・エスパーニャ副王宛の書状は直接彼宛にし、スペイン国王宛の書状はその側近の最高家臣宛にせよ』と。この礼法を彼らは披露状(firojo)と称し、日本における書状の書き方の中(で)最高の儀礼と深甚の謙虚の念を表すものであり、家臣がその主君に書状を認める際に用いる形式である。」(196頁)という記載がある。

このように、披露状についての説明が詳しく記されている点は重要である。この場合、ヌエバ・エスパーニャ副王はスペイン国王の家臣である点を考慮して、同じ文面であっても「ヌエバ・エスパーニャ副王宛の書状は直接彼宛にし」たのに対して、「スペイン国王宛の書状はその側近の最高家臣宛」にしたという違いがある。そして、この指示を家康が直接出している点にも注意したい。

つまり、スペイン国王（フェリペ3世）とヌエバ・エスパーニャ副王には身分差があるので（ヌエバ・エスパーニャ副王はスペイン国王の家臣）、家康が出す書状の形式として、前者は披露状、後者は直接本人宛の書状という違いを反映させることになった。

「高貴の人々に宛てた書状には要点以外のことは書くことはできず」という点は、上述した記載内容と同じ意味のことを述べている。

「披露状（firojo）」と記されているので、当時から「ひろうじょう」という呼称が使用されていたことがわかる。そして、「披露状」が「日本における書状の書き方の中（で）最高の儀礼と深甚の謙虚の念を表すもの」としている点は興味深い。

披露状の説明をするうえで「彼らは直接主君に宛て書状を認めることは大いに無礼であると考えているが、これは主君を訪問し話す際に直接には行なわず、主君の最も側近にいて取次（toricungui）と称されるこの仕事を担当している者を通じてするのと同じ風習である」（196頁）という記載がある。

つまり、主君に対して披露状を出すことは、主君に対して直接話をするのではなく取次を通して申し上げることと同様である、としている点は興味深い。

▼宛名をどこに書くのか

家康が出すスペイン国王（フェリペ3世）宛の書状とヌエバ・エスパーニャ副王宛の書状における宛名の記載箇所については「皇帝（家康）は又、既述の二名（スペイン国王と副王）に、スペインでは宛名を日本同様、書状の終わりに書くのか、或いは冒頭に書くのかを私（ルイス・ソテロ師）に訊ねよと（家臣に）命じた。私が、最初に読まれるのは宛名である、と答えたところ、皇帝（家康）は宛名を書状の前に書くように（家臣に）命じた。」（196頁）と記載されている。

このことから、宛名を書状の末尾に書く当時の日本の形式と、宛名を書状の冒頭に書く当時のスペインの形式の違いがわかり興味深い。この場合、使者のルイス・ソテロ師に聞いて、スペインの形式に合わせている。

▼口上の内容はいつ伝達するのか

口上の内容は、本多正純（駿府政権における家康の近習出頭人）から使者であるルイス・ソテロ師に伝達された。このことについて「以上のことが終わり、（スペイン国王と副王への）書状や品物が私（ルイス・ソテロ師）に交付された後、本多上野殿（本多正純）という国家、政府の顧問会議々長は（スペイン）国王陛下と副王に伝えるべき口上を（ルイス・ソテロ師に）授け、この問題の厳正さと確実性について述べ（後略）」（196頁）と記載されている。

このように、最後に本多正純が使者であるルイス・ソテロ師にスペイン国王と副王への口上を与えている点に注意したい。このことから口上を与えるのは最後の段階であったことがわかる。また、口上は駿府政権の最高幹部である本多正純から与えられている点にも注意したい。この場合、口上が外交関係（日本とスペイン）に関

するものであり、それだけ重要な内容だからであろう。

b. 贈物が必要であるという当時の習慣

当時の贈物に関しては、(1)「私(フィリピン総督)も彼ら(日本の貴人数名)に書簡や贈物を届けているが、贈物は彼らに対してとるべき必要手段である」(慶長3年6月、161頁)、(2)「日本の習慣では、たとえ価値が乏しくても贈物を添えずに書簡を呈することは決してない」(慶長15年カ、205頁)、(3)「日本の習慣では、地位(の)ある人と交渉するためには、その人の身分に相当する贈物を携えて行かねば面会することができず、そうしなければ門戸は開かれぬのである」(元和2年カ、253頁)という記載がある。

上記(1)は、フィリピン総督が、日本の貴人に対して贈物が必要手段である、としているのは、当時の日本の習慣に合わせたことによるものと思われる。

上記(2)は、当時の書状の出し方として、書状に贈物を必ず添えるとしていて重要である。

上記(3)は、当時の習慣として、地位のある人に対しては、「その人の身分に相当する贈物」を携帯して行かないと会ってもらえない、としていて重要である。

上記(3)の事例として、慶長元年(1596)10月にサン・フェリーペ号が土佐国浦戸に漂着した際に、この船の司令官が「土佐国王(長宗我部元親)の勸告に従って太閤様(秀吉)、及び都の四奉行に贈物を届け(後略)」(104頁)た、という事例がある。この場合、サン・フェリーペ号の司令官は、当時の日本の習慣を知らなかったため、秀吉と都の四奉行に贈物をすることを長宗我部元親がアドバイスした、という意味であろう。

G【大名関係の表記】

大名関係の表記については以下のような事例がある。上述したように、以下の史料引用の事例における()は訳者(松田毅一氏)の補記、或いは、引用者(白峰)の補記である。

(1)「国王」

大名について「国王」と表記した事例は、以下のように多くの用例がある。

個々の大名について「国王」と表記した事例は「平戸の国王(松浦鎮信)」(天正14年6月、10頁)、「諸国王」(天正15年6月、11頁)、「平戸国王(松浦鎮信)」(天正15年6月、12頁)「ドン・アグスティーン(小西行長)なる他のキリスト教徒の国王」(天正15年6月、12頁)、「肥前国王(龍造寺隆信カ)」(76頁)、「四、五カ国の国王であった肥前殿(figendono)」(具体的な人物比定は不明、文禄4年、99頁)、「長宗我部(Chosugami)(元親)と称するその地の国王」(慶長元年10月、104頁)、「土佐国王(長宗我部元親)」(慶長元年10月以降、104頁)、「土佐国王(長宗我部元親)」(慶長元年12月、106頁)、「土佐国王(長宗我部元親)」(慶長元年12月以降、107頁)、「浦戸国王(長宗我部元親)」(慶長元年10月以降、113頁)、「関東の国王(Rey de Quantó)(徳川)家康(Yaso)」(慶長3年カ、155頁)、「関白(秀吉)を除いては日本最強の諸国王の一人(家康)」(慶長3年カ、155頁)、「これほど強力な国王(家康)」(慶長3年カ、155頁)、「薩摩国王(島津義弘)」(慶長5年、168頁)、「今、日本を統治している内府様(家康)と称する関東の国王」(慶長6年、168頁)、「奥州の国王伊達政宗松平陸奥守」(慶長16年、223頁)、「奥州国王(伊達政宗)」(慶長18年10月、230頁)、「日本の最も強力な殿トの一人奥州国王(伊達政宗)」(慶長19年10月、230頁)、「日本で最強の(国王)の一人であり、皇帝(家康)とはそれぞれの子の婚姻によつ

て姻戚関係を有する奥州国王（伊達政宗）（慶長19年カ、231頁）、「奥州国王（伊達政宗）」（慶長19年11月、233頁）、「この国王（伊達政宗）」（元和元年1月、237頁）、「（日本）の諸国王」（元和元年カ、242頁）、「皇帝（家康）に従属する殿たちの一人である奥州国王（伊達政宗）」（元和元年9月、246頁）、「有馬国王ドン・ジョアン（有馬晴信）」（慶長13年、273頁）である。

（2）「殿」

大名について「殿」と表記した事例は、以下のようになる。

個々の大名について「殿」と表記した事例は「他の二人の殿（tonos）、即ち小国主（reyecillos）」（文禄4年、100頁）、「日本の最も強力な殿の一人奥州国王（伊達政宗）」（慶長19年10月、230頁）、「殿（伊達政宗）」（慶長19年カ、231頁）、「この国王（伊達政宗）が日本皇帝（家康）の家臣である殿たち（Tonos）の一人である」（元和元年1月、237頁）、「皇帝（家康）に従属する殿たちの一人である奥州国王（伊達政宗）」（元和元年9月、246頁）、「殿（伊達政宗）」（元和2年カ、261頁）、「（伊達）政宗、その他の如何なる有力な殿」（寛永元年8月、266頁）である。

（3）「貴族」

「この国の貴族（本多忠朝）」（慶長14年10月以降、188頁）という表記がある。この表記は、慶長14年9月にサン・フランシスコ号が関東地方の水域で難破した記載に関係して出てくる。この船に乗船していた前フィリピン臨時総督のビペーロが上総国大多喜城主の本多忠朝に歓迎された、という記載がある。そのため、敬意を表して本多忠朝を「貴族」と表記したのかも知れないが、大名を「貴族」と見なしている点は興味深い。

（4）「大名」

「大名」という表記は「日本の最強力者の一人で（伊達）政宗と称する陸奥の大名」（264頁）という事例のみである。よって、この場合の「大名」という訳語について原文ではどのような単語が使用されていたのかを検討する必要がある、その点は今後の課題としたい。

（5）「領主」

「領主」という表記は、「（日本）北部地方の関東の諸国の重立った領主である人物（家康）」（慶長7年7月、170頁）、「筑前国の領主（黒田長政カ）」（292頁）という事例がある。この場合の「領主」という訳語について原文ではどのような単語が使用されていたのかを検討する必要がある、その点は今後の課題としたい。

（6）「小国主（reyecillos）」

「他の二人の殿（tonos）、即ち小国主（reyecillos）」（文禄4年、100頁）という表記があり、「殿（tonos）」＝「小国主（reyecillos）」としている。

（7）「小国王（reyecillo）」

「平戸国王（松浦鎮信）」について「かの小国王（reyecillo）」（天正14年、10頁）という表記があり、「平戸国王（松浦鎮信）」＝「小国王（reyecillo）」としている。

以上の大名に関する表記の中で、最も用例が多い「国王」と、その次に用例が多い「殿」について検討する。

大名を「国王」と表記した用例の年代的上限は天正14年6月であり、下限は元和9年9月である。このように、年代的に幅広く用いられている。

上述したように、豊臣秀吉、徳川家康、徳川秀忠についても「国王」と表記した用例があるが、これは日本の「国王」という意味である（ただし、一大名としての家康について「関東の国王」とした用例がある）。

それに対して、大名を「国王」と表記したことは、その大名が支配する領域（つまり限定的地域）の「王」という意味である。このことは、大名としての家康について「関東の国王（Rey de Quantó）（徳川）家康（Yaso）」（慶長3年カ、155頁）と表記していることに端的に表れている。「Rey」はスペイン語で「王様」という意味であるので⁽²⁸⁾、家康について「関東の王様」つまり「（家康の領国がある）関東地方を支配する王様」という意味になる。ただし、家康は大大名であったため「Rey」（＝王様）という単語を使用した可能性があり、その証左として、上述したように「平戸国王（松浦鎮信）」については「かの小国王（reyecillo）」（天正14年、10頁）と表記していて、「reyecillo」（＝小国王）という単語を使用している。

大名を「殿」と表記した用例の年代的上限は文禄4年（1595）であり、下限は寛永元年（1624）8月である。上述したように「他の二人の殿（tonos）、即ち小国主（reyecillos）」（文禄4年、100頁）という表記からすると、殿（tonos）＝小国主（reyecillos）ということになる。よって、「殿」というのは、自分が支配する限定的領域の「国主」という意味になる。「殿（tonos）」というのはスペイン語ではなく、日本語の「殿（との）」をそのままローマ字表記していると思われる。「二人の殿（tonos）」（100頁）、「殿たち（Tonos）」（237頁）という表記は複数形なので、単数形では「tono」、複数形では「tonos」になる、と考えられる。

『邦訳日葡辞書』には「殿（トノ）」の意味として「ある土地の主君。または、臣下や領地などをもっている主君」⁽²⁹⁾と記されている。この意味からすると、「殿」は限定的領域（「ある土地」）の主君ということになる。

それでは、なぜスペイン語ではなく、日本語の「殿」に由来する表記になったのであろうか。その理由としては、スペイン語に該当する概念がなかったのであろう。上述した「reyecillo」（10頁）（＝小国王）、「reyecillos」（100頁）（＝小国主）という単語を使用できる、と思われるかもしれないが、後述する大名の被改易の観点からこの単語は使用できなかった、と考えられる。

『邦訳日葡辞書』には「王（ワウ）」の意味として「Micado。（帝）国王、または、皇帝」⁽³⁰⁾と記されていて、本来、「国王」は「皇帝」と同義語であったことになる。

そして、時系列で考えると、秀吉が全国統一を達成して「日本国王」になると（上述したように、「日本国王」の初出は天正19年9月）、大名を「国王」と表記することに意味的な混同が出てきたと思われ（実際には大名を「国王」と表記することは秀吉の全国統一後も見られるが）、大名を表す新しい表記として「殿（トノ）」という日本語をそのままローマ字表記をしたものを使用し始めたと思われる。

その証左として、この史料における「殿」（大名の意味）の表記の初出は文禄4年（つまり、秀吉の天下統一後）である。そして、この史料における「殿」（大名の意味）の表記の下限は寛永元年8月であり、「国王」（大名の意味）の表記の下限である元和元年よりも9年あとである。よって、「殿」（大名の意味）の方が「国王」（大名の意味）よりものちの時代まで使われたことになる。

日本語をそのままローマ字表記をしたものを使用した理由としては、「国王」（大名の意味）にかわる、大名を適切に説明できるスペイン語の単語が見つからなかったため、日本語（「殿」）をそのまま流用したと考えられる。

秀吉の天下統一より前の大名（戦国大名）は文字通り、支配領域の「国王」であった。「平戸国王」の松浦鎮信

の事例が端的に物語っている。

天正14年6月の時点で、「臣（フィリピン総督ドン・サンティアゴ・デ・ベラ）は陛下（スペイン国王フェリペ2世）に別便を以て御報告申し上げると共に、平戸の国王（松浦鎮信）の書状の原文とその訳文の写しを送付した。同書状において平戸国王（松浦鎮信）は陛下（スペイン国王フェリペ2世）に臣従を申し出ている」（10頁）としている。

このように、松浦鎮信はフィリピン総督を通してスペイン国王フェリペ2世に書状を出して臣従を申し出ている。この臣従について、訳者（松田毅一氏）は「松浦隆信、鎮信父子がスペイン国王フェリーペⅡ世に臣従を申し出たことはあり得ないし、その形跡は微塵も見受けられない。松浦氏の日本文の誤解であるが、松浦氏がスペイン船を自領に迎えることを熱望していたのは事実である。」⁽³¹⁾と指摘しているが、後述する松浦鎮信のフェリペ2世に対する海外派兵の申し出を考慮すると、フェリペ2世への臣従の可能性は否定できない（「臣従」が具体的に何を指すのかという問題はあがる）。

天正15年6月の時点で、「陛下（スペイン国王フェリペ2世）、又は当諸島総督（フィリピン総督）が兵士を必要として通知されるにおいては、平戸国王（松浦鎮信）、並びにその友人であるドン・アグスティノ（小西行長）なる他のキリスト教徒の国王は、求められた人員、並びに兵士を良く武装し、かつわずかの経費をもって、ボルネオ、シャム、モルッカ、又は自分たち（日本人）の敵である大中国へ派遣するであろう。これはただ陛下（スペイン国王フェリペ2世）に奉仕して名誉を得ることのみを目的としているからである。」（12頁）と記されている。

この記載からは、スペイン国王フェリペ2世、或いは、フィリピン総督の海外派兵の要請があれば、平戸国王の松浦鎮信や、その友人のキリシタン大名の小西行長は要求された武装兵力をもって「ボルネオ、シャム、モルッカ」や中国へ派兵する、と声明し、それは、スペイン国王フェリペ2世に奉仕して名誉を得るためである、としている。この場合、小西行長はキリシタン大名であったので、スペイン国王フェリペ2世への奉仕というのはキリスト教徒として信仰上の奉仕という意味を含んでいた可能性もある。

さらに「戦闘に関する思慮と実際の経験がある人物として、彼（日本から来た船長、平戸国王（松浦鎮信）の甥）はかの地（平戸）から良く組織された軍勢六千名を容易に連れて来るための情報と計画を臣（フィリピン総督）に示した」（12頁）として、天正15年の時点で、松浦鎮信が6000名の兵力を海外派兵できることを具体的に示している。

このように、秀吉が天下統一をする天正18年以前の松浦氏（戦国大名）は、スペイン国王に対して独自の外交権を行使し、スペイン国王（或いはフィリピン総督）の要請に応じて、松浦氏として独自に海外派兵が可能であった。

こうした独自の外交権の行使、海外派兵実行の可能性を示す姿は、^{まさ}正しく中央権力から独立した「王」としての実質を如実に示している。しかし、こうした「国王」の性格は、天正18年の秀吉の天下統一によって変質したのである。

深谷克己氏は、江戸時代の幕藩制国家について「幕藩制国家が上下の身分制的重層国家」であり、「上位国家と下位国家との重層的構想からなる幕藩制国家なのである」と定義している⁽³²⁾。この場合、「上位国家」は「統一権力（中央政権）」（つまり幕府）であり、「下位国家」は「藩屏国家」（つまり藩）という概念である。

こうした「上位国家」と「下位国家」による「身分制的重層国家」という概念は、秀吉による天下統一後の国家体制にも当てはめることができる。

秀吉が天下統一をすることによって、大名間の私戦を禁止して上からの平和を大名に強制した強圧的な「上位国家」（＝秀吉による独裁国家）を構築し、そのもとに各大名が統制されてそれぞれ「下位国家」を維持するという体制が出来上がった。このことにより、上述したような、それまでの独立した自由な各大名の「王国」が消滅して、大名は「王」から「殿」に性格の変質を余儀なくされたのである。

「殿」の性格については、「この国王（伊達政宗）が日本皇帝（家康）の家臣である殿たち（Tonos）の一人である以上（後略）」（元和元年1月、237頁）と記されていて、「殿たち（Tonos）」＝「日本皇帝（家康）の家臣」と規定されている。

また「皇帝（家康）に従属する殿たちの一人である奥州国王（伊達政宗）」（元和元年9月、246頁）と記されていて、「殿たち」＝「皇帝（家康）に従属する」としている。

このように、「殿たち」とは、家康に従属する家臣である、という記載からすると、「殿たち」には上述したような独立した自由な「国王」（＝戦国大名）としての性格はなく、「上位国家」（＝幕府）に従属する「下位国家」の統率者（＝近世大名）という性格に変質したと言えよう。

換言すれば、独立（自立）した地域国家（領域国家）の「国王」から、上位国家に従属（隷属）する下位国家の「殿」に変質した、と見ることもできる。

国家の定義に関する三要素（国家三要素説）として「国家の本質を地域（領土）、所属員（国民）及び固有の支配権（国権又は統治権）の三要素に集約」⁽³³⁾できるが、上述した「国王」（＝戦国大名）は統治権を自由に行使できたのに対して、下位国家の「殿」は、上位国家が改易権を行使することにより、下位国家の統治権を剥奪される（下位国家の消滅）、という点に違いがある。よって、こうした大名の被改易の観点から、「国王」→「小国王」（「小国主」という変質は成立せず、「国王」→「殿」という変質が成立するのである。

そのほかにわかる点を以下に付記しておく。

▼敬称なしの実名での呼び捨て表現

大名の表記では、「景勝（Canguesaqu）」（慶長5年、168頁）、「政宗」（寛永元年、266頁）というように敬称（様付、殿付）を付けずに実名での呼び捨て表現が見られるが、この点は、上述したように、当時では「敬意の表現」⁽³⁴⁾であった。

▼名字の読み方

「長宗我部（Chosugami）（元親）と称するその地の国王」（慶長元年10月、104頁）と記されているので、「長宗我部」の読み方は「ちょうすがめ」（「ちょうそがべ」、「ちょうそかべ」ではない）であったことがわかる（「Chosugami」としているが「Chosugame」の誤記と思われる）。

▼大名の交友関係

大名の交友関係については、①小西行長は松浦鎮信の友人（「平戸国王（松浦鎮信）、並びにその友人であるドン・アグスティノー（小西行長）」、天正15年6月、12頁）、②長谷川宗仁は石田三成の友人（「奉行の（石田）治部少や、彼（石田三成）の友人で（中略）長谷川（宗仁）もまた（後略）」、文禄3年10月以降、97頁）、③増田長

盛は長宗我部元親の親友（「土佐国王（長宗我部元親）の親友で都の奉行の一人である増田（仁）右衛門（Maxi-ta Yem on）殿」、慶長元年10月以降、104頁）、という点がわかる。

▼伊達政宗についての評価

伊達政宗については「日本の最も強力な殿の一人奥州国王（伊達政宗）」（慶長19年10月、230頁）、「日本で最強の（国王）の一人であり、皇帝（家康）とはそれぞれの子女の婚姻によって姻戚関係を有する奥州国王（伊達政宗）」（慶長19年カ、231頁）と記されていて、当時、日本国内で最も強力（最強）な大名の一人であると評価されていたことがわかる。

H【秀吉によるフィリピンへの侵攻計画（侵攻予定）】

（1）事前にフィリピンやマニラの軍事情報を探索

天正19年（1591）の時点で「一五九一年に（フィリピンに）来訪した原田喜右衛門（Faranda Yemon）がいる。彼（原田喜右衛門）は策略家で大胆であり、当時マニラ市の城塞ができていなかったのも、同市の防備が弱体であることを探索して知った。日本へ帰ると（中略）マニラ及びその周辺の防備が粗悪である状況を皇帝（秀吉）の耳に入れることができ、フィリピンのスペイン人を同国（日本）に隷属させることを彼（秀吉）に約束した。」（26頁）としている。

このように、秀吉のフィリピン侵攻の前に、原田喜右衛門がフィリピンへ来て探索しマニラの防備状況が脆弱であることを秀吉に報告したことがわかる。天正19年という年次は、秀吉の全国統一の翌年にあたるので、日本国内の統一が終り、秀吉の野望が海外派兵に向けられたことがわかる。

天正20年（1592）5月の時点で「彼ら（日本人）はスパイであるとの報告を受け（中略）彼ら（日本人）は当市（マニラ）、並びにその周辺や港湾を熟知した上で自分の地（日本）へ帰った。これらの者、その他のスパイによって、皇帝（秀吉）は、当地（マニラ）の諸事情や資源、又、この地（フィリピン）の原住民が無力であり、当地を防衛するスペイン人が少数しかいないことに関して十分な報告に接している。」（29～30頁）として、秀吉がマニラとその周辺の軍事情報を探索させて報告を受けたことがわかる。

（2）秀吉の朝鮮出兵は陽動作戦（フェイク）との見方

天正20年5月の時点で「噂によれば、朝鮮を攻撃するために、それぞれ五万の兵から成る三軍団と強力な艦隊を準備していると言う。しかし朝鮮は中国に近接した強大で險阻な地であり、勝利を博することは極めて困難であるから、彼（秀吉）が朝鮮に対する戦さであると公表しているのは、実は（偽りで）その真に意図しているのはマニラを襲撃することに外ならぬとの疑惑は大いに根拠がある、と言うのである。」（29頁）としている。

この書簡はフィリピン総督がスペイン国王に宛てた書簡なので、秀吉の朝鮮出兵がフェイク（陽動作戦）であり、秀吉の本当の意図はフィリピンへの軍事侵攻である、とフィリピン総督が想定していたことは興味深い。

天正20年4月の時点で「征服の目的地は朝鮮であると表明して（中略）実際には当地（マニラ）を襲撃することがあり得る」（31頁）としている。このように、秀吉の朝鮮出兵はフェイク（陽動作戦）であり、フィリピンへの軍事侵攻が真の狙いである、とするイタリア人マルコ・アントニオの見方（見解）が記されている。

天正20年4月の時点で「かの国王（秀吉）はこの諸島（フィリピン）を征服しに来ることができる（中略）朝

鮮に行くとの（偽りの）噂を広めたのであろうと考える」（32頁）として朝鮮出兵はフェイク（陽動作戦）であり、秀吉の欺瞞作戦であるというイタリア人マルコ・アントニオの見方（見解）が記されている。

（3）明への派兵以前にフィリピンを征服する、との噂

天正20年5月の時点で「当地（フィリピン）はスペイン人の数が僅少で、中国に近接しているので彼（秀吉）やその甥（秀次）は、後日中国に対して確実に戦い得るから（まずフィリピンを征服するであろう）と噂されている」（30頁）としている。

このように、天正20年5月の時点で、秀吉（太閤）と秀次（関白）は、まずフィリピンを征服してから明へ派兵することを予定していた、という噂があったことがわかる。

（4）フィリピン総督は真剣にマニラ防衛を検討

天正20年5月の時点で「（フィリピン）総督ゴメス・ベレス・ダスマリーニャスは（スペイン国王）陛下宛に書簡を認め、マニラを攻撃しようとする待機している敵である日本人に対するマニラ防衛のための人員増強を求めた」（35頁）、「彼（フィリピン総督）は、武器や弾薬及び砲臺築造者の（マニラへの）派遣を求め（後略）」（35頁）としている。このように、フィリピン総督がスペイン国王に対して直接、「マニラ防衛のための人員の増強」、「武器や弾薬及び砲臺築造者」の派遣を求めている点に注意したい。

（5）フィリピン臨時総督はマニラの要塞構築の時間稼ぎのため秀吉に贈物を送る

文禄3年（1594）6月の時点で「私（フィリピン臨時総督）は当地（マニラ）の要塞構築を完成する時を稼ぐために、当地に来る船や日本人を鄭重に扱って、彼（日本皇帝＝秀吉）を牽制しておこうとしている。……私（フィリピン臨時総督）は既述のように本心を隠して彼（日本皇帝＝秀吉）を牽制するために交友を理由に贈物を彼（日本皇帝＝秀吉）に送ろうと思う。（中略）しかし防備の手を緩めることはない。……（マニラの）囲壁は完成し、城塞は防衛のために十分な状態にある。」（91頁）としている。

この記載は、フィリピン臨時総督がスペイン国王（フェリペ2世）に対して出した書簡に記されたものである。この記載からは、フィリピン臨時総督が秀吉に対して交友の名目で贈物を送るのは本心ではなく、マニラの要塞構築の時間稼ぎのためであったことがわかる。

（6）フィリピン臨時総督はメキシコからの援軍を要請

文禄3年6月の時点で「メキシコから十分な援軍が（フィリピンに）来るのが極めて重要で、これは最も緊急事である」（91頁）としている。

この記載は、フィリピン臨時総督がスペイン国王（フェリペ2世）に対して出した書簡に記されたものである。この記載からは、緊急にメキシコからフィリピンへ援軍を送ることを、フィリピン臨時総督がスペイン国王（フェリペ2世）に要請していることがわかる。

（7）フィリピン総督が秀吉のフィリピンへの軍事侵攻の時期を予想して時間稼ぎをする

天正20年6月の時点で「（日本人の来寇は）もはや疑いなく、彼（秀吉）が本年（天正20年）の十月か来年（文禄2年）の初めを（進攻の時期として）待っていることは明白なので（中略）この（日本の）暴君（秀吉）に回答すべきであるが（中略）（日本人の侵攻に対する）準備と、城砦が完備し、臣（フィリピン総督）が待っている救援（軍）が到着するまで彼（秀吉）を牽制しておくためであり（後略）」（36頁）としている。

この記載からは、フィリピン総督が秀吉のフィリピンへの軍事侵攻の時期として、本年（天正20年）10月、或いは、来年（文禄2年）の初めと予想して、フィリピン総督が秀吉のフィリピンへの軍事侵攻に対して準備する一方、それまでの間、秀吉を牽制して時間稼ぎをしていたことがわかる。

さらに、天正20年6月の時点で「しかしメキシコから当地（フィリピン）に兵員を派遣し十分防備を整え（中略）これが進捗し、（マニラの）要塞が更に堅固になるならば（中略）日本が（フィリピン攻略）を思い留まる主要な原因になろうと（フィリピン総督は）信じる」（37頁）として、フィリピン総督は秀吉のフィリピンへの軍事侵攻に備えて、メキシコからの兵員派遣とマニラの要塞を堅固にする対策をとっていたことがわかる。

（8）秀吉のフィリピン総督に対する威嚇の言葉

天正19年9月の時点で「予（秀吉）はその言葉を傾聴し、大軍を率いて（フィリピンへ）行くよう武將たちに命ずるに先立ち、若干の短期間、猶予を与える。この（秀吉の）軍は極めて強大で、いかなる敵もその強弱を問わずこれを征服するものであるから、この猶予期間が実際に予（秀吉）に対して軍旗を降ろし予（秀吉）に服従する時期であろう。しかし服従を申し出るのに暇どるにおいては、予（秀吉）は直ちに（フィリピン総督に対して）処罰を増大するであろう。」（38頁）、「予（秀吉）は中国を（征服に）行くのと同様に予（秀吉）の艦隊を率いてマニラへも赴くことに決めたが（中略）（フィリピンへの遠征を思い留まった）」（39頁）、「もし（フィリピン）総督が予（秀吉）の味方でないならば、予（秀吉）はいとも強力であるから、予（秀吉）自身は当国（日本）に留まったままで、いかなる国をも征服する（に足りる）軍勢を有することを（フィリピン総督は知るべきである）」（39頁）、「もし（マニラから）使節を送って来ぬ場合には、軍旗を掲げ、その（フィリピン）諸島を征服するために予（秀吉）の大軍を派遣する」（39頁）としている。これは、秀吉がフィリピン総督に対して出した書状における記載であり、秀吉のフィリピン総督への高圧的な威嚇の文言は非常になまなましい。

（9）秀吉側近の長谷川宗仁にフィリピン征服を委ねたという噂

文禄2年（1593）4月の時点で「私（キリスト教徒であり中国人の通訳アントニオ・ロペス）は皇帝（秀吉）が〔太閤様側近の〕（長谷川）法眼（hunguyn）にこれらの（フィリピン）諸島の征服を委ねたという噂を日本で聞いた」（65頁）としている。この記載からは、秀吉が側近の長谷川宗仁にフィリピンへの軍事侵攻を委ねた、という噂が日本国内で出ていたことがわかる。この場合、長谷川宗仁はフィリピンへの軍事侵攻の司令官というよりは、フィリピン征服後の行政長官になる、という意味であろうか。

（10）フィリピン征服を容易だと豪語する日本人

文禄2年4月の時点で「彼ら（日本人）は『（フィリピン）諸島の防備は見戯に類する。何故ならば日本人百名はスペイン人の二百名、或いは三百名に匹敵する力を有するからである。だから（フィリピン）諸島を征服することは困難ではない（後略）』と言っていた。日本ではすでに大船三隻を建造しているが、他の目的にはその必要がないのだから、この諸島の（攻略の）ためであると考えの外はない。」（65～66頁）としている。

この記載からは、フィリピン諸島の防備が脆弱であることと、日本人の戦闘力がスペイン人よりも勝っていることからフィリピン征服を容易だと当時の日本人が豪語していたことがわかる。

（11）フィリピンへの軍事侵攻の具体案

文禄2年4月の時点で「（キリスト教徒であり中国人の通訳アントニオ・ロペスは）（長谷川）法眼の家で、『十万

の日本人から成る十隊の軍がここ（フィリピン）に来るだろう』と言っているのを聞き、『このフィリピンには五千か六千名の兵がいるのみで、ここマニラでは三千か四千名の兵のみである』と言うと、日本人は、（フィリピンを攻略するために）『ではそれほど多数の人々は不必要だ。一万人で十分だろう』と言った……。更に（長谷川法眼の）家の客が（アントニオ・ロペスに）『もし今年（文禄2年）、司祭が日本に来ないならば、来年（文禄3年）（フィリピンとの）戦争が起こるだろう。また（フィリピン）総督閣下が関白（秀吉）に何かの品を送れば、原田や関白（秀吉）は喜ぶだろう。そして戦さはないだろう』と言った。（中略）その客（長谷川法眼の家の客）が（アントニオ・ロペスに）『（フィリピンの）征服のために四万五千名が大船で来るだろう。それで十分であり、そのためには船十隻以上は必要ではない。（後略）』と言った」（68～69頁）としている。

この記載からは、長谷川宗仁（上述したように、秀吉からフィリピン征服を委ねられたという噂がある人物）の家で以下のような話が出たとしている。当初は10万人で10隊（1隊は1万人という計算になる）の日本軍がフィリピンへの軍事侵攻が予定されていたが、フィリピンには5000～6000人の兵がいて、マニラには3000～4000人の兵がいるのみである、とわかると、日本軍は1万人で十分であると兵員の人数が下方修正された。

そして、フィリピンへの軍事侵攻の時期は今年（文禄2年）でなければ来年（文禄3年）としている。フィリピンへの軍事侵攻の兵員数についての別の見方では、4万5000人の兵が大船で来攻することで十分であり、船10隻以上は不必要としている。

このように、フィリピンへの軍事侵攻について、その具体的な兵員数や時期が検討されていたことは注目される。フィリピンへの軍事侵攻の時期として、文禄2年、或いは、同3年を想定していたのは、秀吉の朝鮮出兵が明との講和交渉期間に入っていることと関連するのかも知れない。つまり、講和交渉期間に入って兵力の余裕ができたので、その兵力をフィリピンへの軍事侵攻に投入できる、ということなのであろう。

(12) フィリピン総督はマニラの防衛を強化

文禄3年1月の時点で「（フィリピンの）統治にあたることになった彼（フィリピン総督）は、日本の（フィリピンへの）侵略に対する疑惑についてかなり気を配り、フランシスコ会員の使節の結果を待っている間に、マニラ、主として河岸の装備と要塞化を続けた」（85頁）としている。

文禄3年3月の時点で「日本に対する疑惑はまだ非常に濃厚で、（秀吉が）本年（文禄3年）来（寇）しなければ、彼らの来寇は必ず来年（文禄4年）の初めであろう。（中略）私（フィリピン総督）は監視を配置して警戒し、周壁を完成するように努めている。（中略）更に防備の要塞や小砲を製造している。」（85頁）としている。

このように、フィリピン総督は、秀吉によるフィリピンへの軍事侵攻の時期を文禄3年、或いは、同4年の初めと予測してマニラの防衛を強化している。

文禄3年の時点で「日本国王（秀吉）は……マニラを攻撃する準備をしている。今日まで来寇しなかったとしても、それは更に強大な準備と（武）力をもって来るためである。何故なら度々威嚇しているし、その他数多の徴候があって推測される。彼らの来寇は明（一五）九五年の来航し得る時期であろう。」（86頁）としている。この記載によれば、秀吉はフィリピン総督に対して度々威嚇しており、秀吉によるフィリピンへの軍事侵攻の時期を文禄4年の来航可能な時期と予測している。

文禄3年4月の時点で、フィリピン総督宛の秀吉の書状には「予（秀吉）は既に日本全国及び朝鮮国を手に入

れ、数多の武将がマニラを攻略に行く許可を予（秀吉）に求めている。これを知って原田（喜右衛門）と（長谷川）法眼は予（秀吉）に、『彼我の地の間には諸船の往来があり、それによって（マニラが）敵であるとは思えない』と言った。この道理によって予（秀吉）は（マニラへ）軍勢を派遣することを思い留まったのである。（86頁）と記されている。

この中で「数多の武将がマニラを攻略に行く許可を予（秀吉）に求めている」という記載は、非常にリアルな描写であり、フィリピン総督に対する秀吉の威嚇としては十分効果があったと思われる。

なお、「予（秀吉）は既に日本全国及び朝鮮国を手に入れ」という上記の記載から、文禄3年4月の時点で、秀吉はすでに朝鮮国は自分の支配下においていた、と認識している点に注意したい。

(13) スペイン側による日本の軍事力に関する予想

文禄3年6月カの時点で「日本皇帝（秀吉）が準備している軍勢と武器は強大で、その兵は勇敢であり、二百隻の船が準備され多数の砲が鑄造されていることは周知のことである。日本はフィリピンから四百レグアの距離にあり（後略）」（91頁）としている。

この記載は、日本からスペインの王宮に到着した船長ペドロ・ゴンサーレス・デ・カルバハールがスペイン国王（フェリペ2世）に提出した文書に述べられていたものである。

このように、秀吉がフィリピンとの戦争準備をしている点について、日本軍の兵力と武器の強さ、士気の高さ、200隻の船、多数の砲の鑄造を特記している。

(14) 秀吉のスペイン側に対するアメとムチの使い分け

文禄3年6月カの時点で「日本皇帝（秀吉）は、『もしスペイン国王との間に十分な親善関係が成立するならば、必要の際には何時でも一万名の救援軍をフィリピン総督に供与するということをスペイン国王に伝達せよ』と私（船長）に命じた。」（91頁）としている。

この記載は、日本からスペインの王宮に到着した船長ペドロ・ゴンサーレス・デ・カルバハールがスペイン国王（フェリペ2世）に提出した文書に述べられていたものである。

このように、秀吉はスペイン国王（フェリペ2世）に対して、スペインとの親善関係が成立するのであれば1万の救援軍をいつでもフィリピン総督に供与することができる、としている。

しかし、上述したように、フィリピン総督（スペイン側）では、秀吉によるフィリピンへの軍事侵攻を極度に警戒しており、スペインとの親善関係が成立しなかった場合（敵対した場合）、秀吉はフィリピンへ軍事侵攻をずる、と見ていたことになる。

このように、秀吉はスペイン側に対してアメとムチを使い分けていたことがわかる。

なお、軍事的視点からすると、文禄3年の時点で、秀吉は1万の救援軍をいつでもフィリピン総督に供与することができる状態にあったことがわかる。こうした兵力数の供与が可能であったのは朝鮮出兵の講和交渉期間であったためであろう。

(15) スペイン側は秀吉の死去とその後の日本国内の混乱に重大な関心を持つ

文禄4年の時点で「二歳になる一人の息子（秀頼）以外には相続人はいないから、彼（秀吉）がなくなれば必ず（日本国内で）分割が起こるに相違ない。そうなればマニラの問題（マニラへの軍事侵攻）を（再）開する力が

(日本には) なくなる。」(100頁) としている。

この記載によれば、スペイン側では秀吉の死去後に日本国内が混乱することを予測している。その理由は「相続人」(＝秀頼) が子供だから、ということなのかもしれないが、秀吉の死去後の日本国内の混乱予測をマニラの問題(マニラへの秀吉の侵攻) とリンクさせて考えていることに注目したい。

つまり、秀吉の死去後に日本国内が政治的に混乱すると、日本のフィリピンへの軍事侵攻の可能性が消えることをスペイン側が予測していたことになる。

(16) スペイン側は秀次事件による国外問題への影響に関心を持つ

文禄4年の時点で「[日本の] 国王(秀吉) は自分(秀吉) の一家一族の中に自分(秀吉) を殺しようとした者(秀次) がいたので、国外問題に意を用いるはずはなく、従って私たち(聖フランシスコ会のフライ・ジェロニモ・デ・ジェズス) は全く安心している。」(101頁) としている。

これは秀次事件(文禄4年) によって、秀吉のフィリピンへの軍事侵攻の可能性がなくなった、とスペイン側では見ていることを示している。

上述のように、スペイン側では、秀吉のフィリピンへの軍事侵攻を文禄4年と予測していたので、同年に秀次事件が起こって、秀吉が国外問題(フィリピンへの軍事侵攻) への余力がなくなったことは、タイミング的にちょうどよかった、と見ていたことになる。つまり、スペイン側では秀吉のフィリピンへの軍事侵攻を文禄4年と予測・警戒していたが、ちょうどよいタイミングで秀次事件がおきたと安堵したことになる。

(17) フィリピン総督は慶長の役の影響によりフィリピンの防衛の時間稼ぎができるかと判断した

慶長3年カの時点で「日本は朝鮮問題(朝鮮出兵) に全力を挙げている。このことはヌエバ・エスパーニャ(メキシコ) に要求した増援(の兵力) と共に当地(マニラ) の救助と要塞化に時間を与える。」(155頁) としている。

これは、慶長の役の影響により、秀吉はフィリピンへの軍事侵攻ができないことをフィリピン総督が見抜いて、その間に、メキシコからの増援兵力の到着、マニラの要塞構築までに時間的余裕ができたことと安堵したことを示している。

(18) 慶長3年の時点でもフィリピン総督はなお秀吉のフィリピン侵攻を警戒していた

慶長3年6月の時点で「日本に関する憂慮は常に絶えない。私が受けている情報によれば、日本人は海洋民族ではないから船については困難があるが、それでも当地(フィリピン) に(侵攻して) 来ることを強く望んでいる。そのため私(フィリピン総督) は現在も将来も武器を手にして常時警戒するであろう。」(161頁) としている。

この記載はフィリピン総督がスペイン国王に対して出した書簡における記載であり、慶長3年の時点でもフィリピン総督は、なお秀吉のフィリピンへの軍事侵攻を警戒していたことがわかる。

(19) 慶長10年の時点でもフィリピン総督はなお日本のフィリピン侵攻を警戒していた

慶長10年7月の時点で「日本に豊富にある銀と交換条件でオランダ人が航海技術を日本人に教えることを憂慮している。日本人は、今は(大海を航する) 航海技術を全然知らないが、もし彼らが航海に熟達し、自分たちのために造船し、これを動かす者があれば、「当地(フィリピン) にある(我らのもの) を一切滅茶苦茶にしてしまうであろう」。何故ならば日本に住む人の数は限りなく、皆死を恐れぬ程非常に勇敢で……」(184頁) としてい

る。

このように、フィリピン総督は、慶長10年の時点でも、日本人が航海技術に熟達した場合、フィリピンに侵攻してくる可能性を危惧していたことがわかる。また、フィリピン侵攻との関係で日本の人口の多さと勇敢さについても危惧していたことがわかる。

H【秀吉による台湾への侵攻計画（侵攻予定）】

慶長2年（1597）6月の時点で「日本人が、マニラの近くにあり、中国へ渡る通路にある台湾島（isla Hermosa）を占領しようとしているとの新たな知らせが日本から届いたので、それに関して為すべき適切な処置を考慮している。彼（フィリピン総督）自身は、日本人がその島を占領するに先立ってスペイン人がこれを占拠すべきであるとの意見であるにしても、軍事諮問会がこれに反対し、カガヤンにある要塞を強化するために人員と金子を送付したので（台湾）島を占領するための兵員の不足を説明した。もし要求している人員と救援がヌエバ・エスパパーニャ（メキシコ）から来るならば、日本の全勢力をも恐れない。何故ならばマニラの兵員は少数でも十分訓練され優秀だからである。」（150頁）としている。

この記載は、フィリピン総督がスペイン国王（フェリペ2世）に報告した内容である。この記載からは、（1）日本人が台湾島を占領しようとしている、との新しい報告がフィリピン総督に届いた、（2）フィリピン総督側ではそれに対する対応策を検討した、（3）その結果、日本人よりも先にスペイン人が台湾島を占拠すべき、との意見をフィリピン総督は出したが、兵員の不足を理由に軍事諮問会がこれに反対した、（4）フィリピン総督は、カガヤンの要塞を強化するための人員と救援がメキシコから来るならば、日本のフィリピンへの軍事侵攻を恐れることはないと言った、ということがわかる。

このように、台湾はフィリピンに近いので、フィリピン総督は危機感を持って、日本人より先にスペイン人が台湾を占拠すべきであるとの意見を表明したが、軍事諮問会がこれに反対したことがわかる。

この点に関して、慶長2年6月の時点で「台湾島を（占領に）行く件に関してドン・ペレス・ダスマリーニャス（フィリピン臨時総督）が提出した申請について、昨日軍事諮問会が開催され決定を見た。（中略）私（フィリピン臨時総督）は決意を以て為すべきこと（スペイン兵が台湾島を占領すること）を命じたが、（昨日の軍事諮問会の決定により）メキシコから（フィリピンへ）救援（の兵力）と金子が来るまでは状態を見ていることにする。メキシコからの救援と金子が来なければ戦闘することは不可能である。」（159頁）として、メキシコから救援の兵力と金来なければ台湾島占領のための戦闘は不可能である、と軍事諮問会が（フィリピン臨時総督の決意を退けて）決定したことがわかる。

これに対して日本側の動きは次のようになる。慶長2年々の時点では「原田（喜右衛門）は国王（秀吉）にその島（台湾）の征服を申請したが、国王（秀吉）はその軍勢を朝鮮に派遣し、二年間に多大の損害を受けたので、これを許可しなかった。そこで原田（喜右衛門）はその申請を繰り返した。皇帝（秀吉）はその全財産を失っていたので（後略）」（153頁）としている。

この記載によれば、原田喜右衛門は秀吉に対して、台湾征服を申請したが、秀吉は朝鮮出兵の影響（2年間〔天正20年～文禄2年が該当するか？〕で多大の損害を受けた）により許可しなかったことがわかる。

上述した、フィリピン総督が日本人の台湾島占領の情報を取得したのは慶長2年であり、朝鮮出兵では慶長の役がおこっている、その関係で秀吉は台湾占領への派兵を許可しなかったのであろう。

フィリピン総督としては「日本が（台湾島を）占領する前に（中略）直接（台湾島へ）三百名のスペイン兵を派遣するのが適切である」（155頁）と判断していたが、その理由は「日本（人）が速やかにこの島（台湾島）の征服に来るのは確実と考えられているが、日本人がこの島（台湾島）に入れば当地（フィリピン）は破滅する」（158頁）と考えていたからである。つまり、フィリピン総督は、フィリピンの防衛とリンクさせて、秀吉の台湾侵攻を非常に警戒していたことがわかる。

I 【秀吉による朝鮮出兵（明への派兵）】

（1）秀吉による朝鮮出兵（明への派兵）以前の段階

秀吉による朝鮮出兵の前段階として、天正15年（1587）6月の時点で「陛下（スペイン国王フェリペ2世）、又は当諸島総督（フィリピン総督）が兵士を必要として通知されるにおいては、平戸国王（松浦鎮信）、並びにその友人であるドン・アグスティーノ（小西行長）なる他のキリスト教徒の国王は、求められた人員、並びに兵士を良く武装し、かつわずかの経費をもって、ボルネオ、シャム、モルッカ、又は自分たち（日本人）の敵である大中国へ派遣するであろう。」（12頁）として、スペイン国王フェリペ2世、或いは、フィリピン総督の要請があれば、松浦鎮信、小西行長はボルネオ、シャム、モルッカ、中国へ派兵できる、と明言している。ここでは、天正15年段階ですでに、中国（明）を「自分たち（日本人）の敵」としている点と、その中国（明）への派兵に言及している点（秀吉による明への派兵という意味ではないが）は重要である。

そのためであろうか、天正15年6月の時点で「彼ら（日本人）は好戦的であり、あらゆる原住民たち、特に中国人から恐れられている」（13頁）、「彼ら（日本人）の気概なり勇敢さについての経験から、彼ら（中国人）はその（日本人の）名を聞いただけで恐怖心を抱く」（13頁）としている。

（2）秀吉による朝鮮出兵（明への派兵）

天正20年（1592）5月の時点で「噂によれば、朝鮮を攻撃するために、それぞれ五万の兵から成る三軍団と強力な艦隊を準備していると言う。しかし朝鮮は中国に近接した強大で険阻な地であり、勝利を博することは極めて困難であるから、彼（秀吉）が朝鮮に対する戦さであると公表しているのは、実は（偽りで）その真に意図しているのはマニラを襲撃することに外ならぬとの疑惑は大いに根拠がある、と言うのである。」（29頁）としている。

この書簡の記載はフィリピン総督がスペイン国王に宛てた書簡における記載なので、秀吉の朝鮮出兵がフェイク（陽動作戦）であり、秀吉の本当の意図はフィリピンへの軍事侵攻である、とフィリピン総督が想定していたことになる。

そして、フィリピン総督が秀吉の朝鮮への出兵を「強大で険阻な地」であるから「勝利を博することは極めて困難」としている点は興味深い。

秀吉の朝鮮出兵（明への派兵）の軍団編成については「それぞれ五万の兵から成る三軍団」としている。よって、秀吉の朝鮮出兵の動員兵力は合計すると15万になり、兵力編成は1軍団（5万人）×3ということになる。

中野等『文禄・慶長の役』⁽³⁵⁾によれば、秀吉が天正20年の3月13日付で出した軍令では、軍勢を一番から九番に分けた「陣立て」であり、合計人数は15万8700人である。よって、上記の15万という合計兵力数には近似しているが、「それぞれ五万の兵から成る三軍団」という上記の編成の記載とは異なっている。

このようにスペイン側では、秀吉の海外派兵の動員可能兵力が15万と見ていたことになる。この点は、天正20年4月の時点で「兵を徴集する件に関しては、彼（秀吉）は十万、或いは十五万の人員を容易に集めているし（後略）」（32頁）としている点も同様である。

（3）秀吉のフィリピン総督に対する兵力の供出要求

天正20年5月の時点で「彼（秀吉）は中国と戦う人員を臣（フィリピン総督）に要求しているのだが、臣（フィリピン総督）がそれ（兵員）を与えるはずがないし、それが不可能であることや、臣（フィリピン総督）が軍旗を降ろして彼（秀吉）の優位を認めることは、陛下（スペイン国王）の名誉を傷つけ、臣（フィリピン総督）が陛下（スペイン国王）の不忠な臣下となることを彼（秀吉）は承知している。それ故、彼（秀吉）は当然（フィリピン総督に）拒絶されることを要求しているのであるから、実際にそれ（兵員の供与）を求めているのではなく、（フィリピン総督に拒否されたことを口実として）（秀吉の）自らの怒りを正当化し機を得て（フィリピンに対する）戦争を開始するであろうと推察される。」（30頁）としている。

この記載からは、（1）秀吉はフィリピン総督に拒絶されることを承知で、秀吉の明への派兵について、フィリピン総督に対する兵力の供出要求をしている、（2）そして、フィリピン総督が拒絶したことを口実（理由）として、秀吉はフィリピンへの軍事侵攻を正当化させる、とフィリピン総督は推測していた、ということがわかる。

（4）秀吉の明への派兵の正当化の理由

天正19年（1591）9月の時点で「今や予（秀吉）は中国と戦いを交えようとしているが、これは予（秀吉）の力によるのではなく、天が既に予（秀吉）にこれを授けたのである」（38頁）としているが、これはフィリピン総督（マニラ総督）宛の秀吉書状に記されたものであり、秀吉が海外に向けて明への派兵の正当化を説いていることになる。この記載によれば、正当化の理由として、天が秀吉に明と戦争する力を授けた、としているので、明への派兵は天命によるものということになる。

この点は、天正19年9月の時点で「今や予（秀吉）は、大中国を掌中に収めようとしているが、これは天が予（秀吉）にそれを約束したからであり、予（秀吉）自らの力によるのではない」（39頁、この記載は上記のフィリピン総督宛の秀吉書状のスペイン語訳の箇所なので、基本的に同じことを述べていることになる）としていることも同様である。

秀吉が海外（スペイン側）に向けてこうした正当化の理由を表明していることは注目される。この正当化の理由は理念的なものであるが、現実的な理由としては以下のように記されている。

天正19年9月の時点で「明年（天正20年）、我らの偉大なる主君関白（秀吉）は中国に対して戦端を開こうとしている。もし同国（中国）が他の諸国と共に（秀吉に）服従し入貢せぬにおいては、たとえ遠隔でも関白（秀吉）はその地（中国）を奪取するために軍勢を派遣し給うであろう。」（42頁）と記されている。つまり、明が秀吉に対して服従して入貢しない場合は、遠隔地であっても秀吉は明へ派兵する、としている（朝鮮ではなく明との開戦としている点、軍勢の派遣は明の国土を奪取するため、としている点に注意したい）。

この場合、明が秀吉に服従しないことが明への派兵の正当な理由になる、という理屈であり、この理由付けは、秀吉の日本国内の統一戦遂行の理由と同じであるので、国内征服の戦争遂行の理由をそのまま海外派兵遂行の理由に延長して位置付けていることになる。

天正20年6月以降の時点で「予（秀吉）に服従せよと朝鮮国王に命じたが、彼（朝鮮国王）がそれを希望せぬので、予（秀吉）は一武将（複数の武将カ）を派遣し彼（朝鮮国王）と戦わせ遼東と境を接する地に達するまでその全土を奪わせた」（55頁）としているので、朝鮮への派兵の正当化の理由も明への侵攻と同じ理由であることに注意したい。

この理由をさらに突き詰めた表現として、天正20年6月以降の時点で「天の下、地の上にある全人類は予（秀吉）の臣下であり、予（秀吉）を（主君として）認めぬ人々に対しては予（秀吉）は直ちに將兵を派遣し、予（秀吉）を認めることを望まぬ朝鮮に対して行なったように、その人々に対する戦さを起こすことであろう」（54頁）と秀吉は述べている。この記載は、秀吉がフィリピン総督に対して出した書簡に記されたものである。

この記載によれば、「天の下、地の上にある全人類は予（秀吉）の臣下」であるので、秀吉を主君として認めない（つまり服従しない）場合は、秀吉は（海外へも）將兵を派遣して戦いをおこす、としている。この「天の下、地の上にある全人類」という表現からは、「天の下、地の上にある全人類」に対する秀吉の戦い（海外派兵）を正当化しようとする秀吉の意図が見える。

このように「天の下、地の上にある全人類」に対する秀吉の戦い（海外派兵）というキーワードは秀吉の海外派兵の正当化を考えるうえで重要なキーワードである。

（5）秀吉の海外派兵の軍事指揮のあり方

天正19年9月の時点で「もし（フィリピン）総督が予（秀吉）の味方でないならば、予（秀吉）はいとも強力であるから、予（秀吉）自身は当国（日本）に留まったままで、いかなる国をも征服する（に足りる）軍勢を有することを（フィリピン総督は知るべきである）」（39頁）としている。このように、秀吉は日本国内に所在したまま「いかなる国」への海外派兵の軍事指揮をとることができる、とフィリピン総督に表明していることは注目される。朝鮮出兵はまさにそのように秀吉は日本国内にいて軍事指揮（戦争指揮）をしたのである。秀吉が日本国内に留まったままで海外派兵の軍事指揮をとることの軍事的意義を今後考察すべきであろう。

（6）秀吉の海外派兵の目的地は明だけではなかった

天正19年9月の時点で「今や彼ら（秀吉の軍勢）は強大な艦隊を率いて中国に侵入しようと決意し、又早急に西方の諸国に赴こうとしている。もしそれ等の諸国（西方の諸国）が速やかに我ら（秀吉）を認めて入貢せぬにおいては、たとえ遠隔の地であってもそれら（西方の諸国）に対してことごとく戦端を開くであろう。」（44頁）としている。

この記載からは、中国だけでなく西方の諸国に対して、秀吉が軍事侵攻しようとしていたことがわかる。この場合、西方の諸国というのが具体的にどの国を指すのか明確ではないが、その西方の諸国への派兵の正当化の理由が、明への侵攻と同じ理由であることにも注意したい。

（7）朝鮮への派兵に関する秀吉の現状認識

秀吉が天正20年6月以降の時点で、侵攻中であった朝鮮への派兵に関して「朝鮮に関しては中国の国王の首都

(北京)に近い遼東(Lianton)と境を接する地までこれを征服し、城塞と土地の一部を奪って既にそれを平定した」(54頁)としている。この記載は、秀吉がフィリピン総督に対して出した書簡に記されたものである。

この記載によれば、遼東(現在の中国遼寧省南東部一帯の地⁽³⁶⁾)と国境を接する土地まで征服している、としているので、秀吉としては朝鮮半島全体を征服した、と認識していたことになる。この記載では「中国の国王の首都(北京)に近い遼東(Lianton)」(54頁)まで征服している、としているので、その次の段階では明国内への軍事侵攻を示唆しているように見える。

こうした認識を秀吉がフィリピン総督に対して示していることは、明への軍事侵攻が順調に進んでいることを表明していることになる。

天正20年6月以降の時点で「予(秀吉)に服従せよと朝鮮国王に命じたが、彼(朝鮮国王)がそれを希望せぬので、予(秀吉)は一武将(複数の武将カ)を派遣し彼(朝鮮国王)と戦わせ遼東と境を接する地に達するまでその全土を奪わせた。この遼東は中国の軍勢が多数駐屯し、近くには中国の国王の居住する地(北京)がある。予(秀吉)は既にparthe(partie=一味という意味か?)の城塞を奪いそれを従え、これを心服せしめた。」(55頁)としている。

この記載では「遼東と境を接する地に達するまでその全土を奪わせた」としているので、朝鮮半島全土を征服した、と秀吉は認識していたことになる。また、「この遼東は中国の軍勢が多数駐屯し、近くには中国の国王の居住する地(北京)がある」としていることは、今後、秀吉が北京への侵攻を目指して遼東に多数駐屯している明の軍隊と戦うことを示唆しているように見える。

文禄2年(1593)5月の時点では「予(秀吉)の諸武将はすでに朝鮮を攻略し(朝鮮の)国王を捕らえ、遼東(Lanquian)を奪うために今その近くにいる」(63頁)としている。この記載は、秀吉がフィリピン総督に対して出した書状に記されたものである。

この記載によれば、文禄2年5月の時点で、秀吉の軍勢はすでに朝鮮を攻略して、次は中国の遼東地域を奪取するために、その近く(つまり、中国と朝鮮の国境近く)にいる、と秀吉が認識し、フィリピン総督に対して表明していたことがわかる。この記載からは、朝鮮攻略後の次の目標は明への軍事侵攻であったことがわかる。

文禄3年(1594)4月の時点で「予(秀吉)は既に日本全国及び朝鮮国を手に入れ」(86頁)と秀吉がフィリピン総督に対して出した書状に記している。よって、文禄3年4月の時点で秀吉はすでに朝鮮半島全体を支配下に置いていた、と認識し、フィリピン総督に対してそのように表明していたことがわかる。

各記載に関する具体的検討(3)－秀吉の時代の四奉行関係、秀次事件－

J【秀吉の時代の四奉行関係の記載】

通史的には、豊臣政権の五奉行として、徳善院玄以(前田玄以)・浅野長政・増田長盛・石田三成・長束正家の5名を位置付けているが、この史料では浅野長政を除く徳善院玄以(前田玄以)・増田長盛・石田三成・長束正家を「四名の奉行」として規定している。

なお、この史料において、浅野長政の記載があるのは「日本国王の侍従(Camarero)のフィリピン総督宛書状(天正十九年九月十一日付)」(42～43頁)の箇所だけであり、しかもこの記載は豊臣政権の五奉行としての立場

で記載されているわけではない。このように、五奉行という通説的理解ではなく、四奉行としている点（つまり、浅野長政を豊臣政権の中枢から除外した体制〔＝四奉行が豊臣政権の中枢を構成する政治体制〕としてスペイン側が見なしていた点）については、注目すべきであろう⁽³⁷⁾。

この「四名の奉行」については、文禄3年（1594）10月以降の時点で「太閤様（秀吉）は、都の市、及び他の諸地方の用務のために四名の奉行を置いていた。その一人は増田（仁）右衛門（尉長盛）殿、もう一人は（前田）玄以法印と称され最も地位が高くかつ最も太閤様と親しく当国（日本）の副王（Vissorrey）であった。他の二人は（石田）治部少（輔三成）及び長東大蔵（少輔正家）と称された。」（97頁）としている。

この記載からは、①四奉行のメンバーの名前が確定できる、②四奉行それぞれは、「増田右衛門（ましたうえもん）」（＝増田長盛）、「玄以法印（げんいほういん）」（＝徳善院玄以）、「治部少（じぶのしょう、或いは、じぶしょう）」（＝石田三成）、「長東大蔵（なつかおくら）」（＝長東正家）と呼称されていた可能性が高い、③四奉行が置かれた意味は「都の市、及び他の諸地方の用務のため」であり、これは秀吉が京都（首都）と国内諸地方の行政（「用務」）を担当させるためであった、④四奉行の中で徳善院玄以のランクが最も高い点（「最も地位が高くかつ最も太閤様と親しく当国（日本）の副王（Vissorrey）であった」）が注目できる、ということがわかる。

徳善院玄以については、文禄3年6月カの時時点で「私（スペインの王宮へ行く船長）がこの文書と共に陛下（スペインの国王陛下）に提出する書状を都の所司代（Gobernador de Meaco）〔前田）玄以法印〕が私に手交する時に、『日本皇帝（秀吉）は彼（スペイン国王）の味方であり、彼（日本）の側から交友を欠くことはない。スペイン国王は遠隔の地にいる故を以てこの言葉を軽んじることがないように伝えよ』と云った。」（91頁）としている。

この記載から、徳善院玄以は「都の所司代」つまり、京都所司代であり、豊臣政権の四奉行と京都所司代を兼務していたことがわかる。

「Gobernador de Meaco」（スペイン語）は「都の知事、或いは、総督」⁽³⁸⁾という意味である。「玄以法印」という表記については、「玄以」は名前であるで、正確には「民部卿法印玄以」が正しい。よって、略称としては「法印玄以」とすべきである。

ただし、文禄3年の時点で「玄以法印（Guenifoin）」（93頁）と記載されていることからすると、当時「玄以法印（げんいほういん）」と呼称されていた可能性が高いと考えられる。

また、慶長3年（1598）の時時点で「玄以（Genho）」（161頁）と記載されていることからすると、当時、さらに「玄以法印（げんいほういん）」の呼称の省略形として「玄法（げんほう）」と呼称されていた可能性が高いと考えられる。

伊藤真昭氏の研究によれば、「玄以が「民部卿法印」から「徳善院」に変わるの『義演准后日記』から、文禄5年（1596）5月だと考えられているが（中略）しかし玄以はすでに文禄4年8月、つまり秀次事件直後から徳善院を名乗っている（大阪城天守閣所蔵「木下家文書」・「芦浦観音寺文書」東史影）。これも完全に切り替わったわけではなく、以後も民部卿法印と併用していた。」⁽³⁹⁾としている。

スペイン国王への秀吉の書状を、徳善院玄以がスペインの王宮へ行く船長に対して手渡して言葉を添えている（指示を出している）ことは、豊臣政権内における徳善院玄以の地位の高さをあらわしている。

前述のように、玄以法印は「副王」とスペイン側に見なされているので、「副王」＝「秀吉の代理」として外交文書（スペイン国王への秀吉の書状）を徳善院玄以が船長に言葉を添えて直接渡している点は注目される。

徳善院玄以について「副王」と記載した用例は、上記の97頁以外に、「副王（前田）玄以法院」（文禄3年10月以降、98頁）、「副王で所司代である（前田）玄以法院」（慶長元年10月以降、105頁）、「副王」（慶長元年10月以降、105頁）、「副王（前田）玄以法院」（慶長元年10月以降、106頁）、「副王（前田）玄以法院」（慶長元年12月以降、107頁）がある。

「副王」とは「ヨーロッパのいくつかの国の領土や海外植民地に置かれた、国王代理を務める高位の行政官」⁽⁴⁰⁾である。よって、当時の日本にあてはめると、徳善院玄以は、国王（秀吉）の「代理を務める高位の行政官」ということになる。

後に、慶長15年家康がスペイン国王（フェリペ3世）とヌエバ・エスパーニャ（＝メキシコ）副王に対する使節としてルイス・ソテロ師をスペインへ派遣することを命じているので（194頁）、スペイン側から見た「副王」の概念とは、ヌエバ・エスパーニャ（＝メキシコ）副王をイメージしていた可能性がある。

こうした徳善院玄以の四奉行の中でのランクの高さは注目される。その証左として、慶長元年のサン・フェリーペ号事件の際、「副王（前田玄以法印）はバウティスタ師に、使者たちが他の奉行を訪問する前に先ず自分のところに来なかったことを怒ったが（後略）」（105頁）としている。この場合の「使者たちが他の奉行を訪問」したことは、「土佐国王（長宗我部元親）の親友で都の奉行の一人である増田（仁）右衛門（Maxita Yem on）殿の指示に従うようにとの命令を受けていた。」（104頁）ため「先ず奉行（増田仁）右衛門殿を訪問して彼に贈物を渡し（後略）」（105頁）ていたことを指す⁽⁴¹⁾。

つまり、四奉行の中で、当初、サン・フェリーペ号の関係者（使者）が長宗我部元親の親友であった増田長盛を訪問していたことを、後で徳善院玄以は聞いて、どうして最初に自分のところに来なかったのか、と怒った、という経過がわかる。

この徳善院玄以の話からは、徳善院玄以が他の三奉行（特に増田長盛）より地位が高かったことが明確にわかる。徳善院玄以については、「都の所司代で太閤様（秀吉）の極めて側近者である玄以法印」（慶長元年12月以降、107頁）として、秀吉の最側近の者としている。

さらに「（フィリピン総督が日本の貴人数名の中で）最も親しいのは政庁の総帥である（前田）玄以（Genho）と称する人で、間もなく関白（秀吉）から（日本）国を引き継ぐ（ことになろう）。彼は（自らは）キリスト教徒ではないが、キリスト教徒の味方であると私宛に書いて来ている。（中略）これらの交渉は万事、関白（秀吉）に知れないように行なわれている。」（慶長3年6月、161頁）と記載されている。

この記載からは、（1）フィリピン総督が日本の要人の中で最も親しいのは徳善院玄以であった、（2）徳善院玄以は「政庁の総帥」であり「間もなく関白（秀吉）から（日本）国を引き継ぐ（ことになろう）」とフィリピン総督は推測していた、（3）徳善院玄以が「キリスト教徒の味方である」とフィリピン総督宛の書状に書いたことは秀吉には内密にしていた、ということがわかる。

上記（2）は、上述したように、徳善院玄以がスペイン側から「副王」と見なされていたことと関係するのかもしれないが、「政庁の総帥」としているほか、間もなく秀吉から日本国を引き継ぐ予定（秀吉の後継者としては

秀頼がいるので、これは秀吉〔その後は秀頼〕の代理を務める最高位の行政官〔具体的には四奉行の筆頭〕という意味であろう〕としているなど、豊臣政権内における徳善院玄以のランクの高さが注目される。

そのため、フィリピン総督は上記（１）のように、徳善院玄以と最も親しくしたのであり、偶然親しくなったのではなく、豊臣政権の政治状況等の情報収集などの目的から、徳善院玄以と意図的に親しくした、と推測される。

上記（３）のように、徳善院玄以が「キリスト教徒の味方である」とフィリピン総督宛の書状に書いたことは（それが徳善院玄以の本心なのか、虚偽なのかは別にして）、徳善院玄以の方もフィリピン総督を今後政治的に利用できると思ったからかも知れない。

四奉行については、「都の四奉行」（慶長元年10月以降、104頁）、「都の諸奉行」（慶長元年10月以降、105頁）という記載があることから、四奉行の政治的拠点は大阪ではなく京（伏見）であったことがわかる⁽⁴²⁾。

また、「顧問官（Consejo）の一人（増田仁右衛門）」（慶長元年10月以降、112頁）という記載があり、四奉行の一人である増田長盛のことを「顧問官（Consejo）」としている点に注意したい。つまり、四奉行＝「顧問官（Consejo）」になる。このように、スペイン側では、四奉行を秀吉の「顧問官（Consejo）」と見なしたことになり、秀吉と四奉行の関係をスペイン側でどのように見ていたのかがよくわかる。

その他、四奉行の一人である増田長盛について「天下の奉行（増田仁右衛門尉）」（慶長元年、292頁）とした記載もある。この場合、「天下の奉行」の一人である増田仁右衛門尉という意味であるので、「天下の奉行」＝四奉行と見なすことができる。

なお、石田三成については「都の諸奉行の一人で、やはりイエズス会の司祭たちの味方である（石田）治部少」（慶長元年12月以降、108頁）という記載がある。また、「暴君（秀吉）の諸奉行の一人で、最も側近の者であり、私たちイエズス会員を庇護し私たちが隠棲していることを知っている者」（慶長2年2月、118頁）という記載もあるが、これは石田三成、或いは、徳善院玄以の可能性が高い。

K 【秀次事件に関する記載】

豊臣秀次に関する記載は30、99、100、101、283頁にある。

天正20年（1592）5月の時点では、秀吉と秀次の関係について、「彼（秀吉）は（日本国内の）諸国を甥（秀次）に任せ、所有する三百万の黄金のうち二百万をその甥（秀次）に与えた。彼自身（秀吉）は彼方（海外）に行き、勝利を得て死ぬまで留まるつもりであると言われ（後略）」（30頁）と記載されている。この記載からは、天正20年当時、秀吉は日本国内を関白の秀次に任せて、秀吉自身は海外遠征に意欲的だったことがわかる。そして、天正20年当時は秀吉と秀次は良好な関係であったことがわかる。

ところが、文禄4年（1595）に秀次事件がおこり、関白秀次は切腹することになった。この秀次事件については「（秀吉は）都の国王で多くの封禄とかの立派な宮殿（聚楽第）を与えて（いた）甥（豊臣秀次）に切腹を命じ、哀れにも甥（秀次）はその（命令）通りにした」（文禄4年、99頁）と記されている。この記載では、秀吉が秀次に対して切腹を命じ、秀次はその命令通りに切腹した、としている。この記載では、秀次について関白ではなく、「都の国王」と表記している点に注意したい。「都の国王」とは、京に政権の所在地（聚楽第）を構えた日本の「国王」という意味であろう。「都の国王」という表記から秀次政権の権力の実態を知ることができる。

秀次事件については「この国の王（秀吉）が甥（秀次）に切腹を命じたことである。これ（秀次）は国王（秀吉）が都の市と共に三ヶ国の領主にした者である。彼（秀次）に従った三名の要人をも斬殺した。この甥（秀次）は他の恐怖心からこの国王（秀吉）に対して謀叛し、伯父（秀吉）を殺そうとしたのだと言われている。」（文禄4年、101頁）という記載もある。

この記載からは、①国王である秀吉が秀次に切腹を命じた、②秀次は「他の恐怖心」から国王である秀吉に謀反をおこし、伯父である秀吉を殺そうとした、③秀吉は、この事件に連座して秀次に従った3人の要人（具体的な名前は不明）を斬殺させた、ということがわかる。

上記②は、秀次事件の原因・経過に関する記載であり、原因は秀次の秀吉に対する恐怖心であり、経過として、秀吉に対して謀反をおこし秀吉を殺そうとした、としている点は重要である。

秀次事件の原因については「[日本の]国王（秀吉）は自分（秀吉）の一家一族の中に自分（秀吉）を殺害しようとした者（秀次）がいたので（後略）」（文禄4年、101頁）という記載もある。この記載でも、秀次が秀吉を殺害しようとした、としている。

秀次事件の原因については「この秀頼を統治者にするために甥の関白（秀次）を不当にも殺害するという残忍さの故に（後略）」（283頁）としている。この記載では、秀吉が秀頼を後継者にするため、秀吉が秀次を「不当にも殺害」したとしている。

このように、秀次事件の原因については、（1）秀吉に対する恐怖心により秀次が謀反をおこして秀吉を殺そうとした、（2）秀吉が秀頼を後継者にするため秀次を不当にも殺害した、というように2つの原因が記されている。上記（1）は秀次が先に仕掛けたことになり、上記（2）は秀吉が先に仕掛けたことになる。また、「他の二人の殿（tonos）、即ち小国主（reyecillos）が謀叛している。その原因は（太閤様が）彼らを切腹させるために召喚させたが、彼らはそれを推察して自領で切腹すると言った。（太閤様）は都の市を鎮めるために連れて来させた三万、及び一万五千の軍勢を自分（秀吉）の許から離すことができれば、緊急にこれを（謀叛をした二人の殿のところへ）派遣するであろう。」（文禄4年、100頁）という記載も秀次事件に関するものと考えられる。

この記載に出てくる「他の二人の殿（tonos）、即ち小国主（reyecillos）」は秀次事件に連座した2人の大名という意味であろう。ただし、具体的な名前は不明である。

「都の市を鎮めるために連れて来させた三万、及び一万五千の軍勢」というのは、秀次事件のために、秀吉が秀次に対する京都の鎮圧軍として動員した兵員と考えられる。「三万、及び一万五千の軍勢」というのは合計すると4万5000になるが、3万と1万5000に分けて記されているのは、別々に動員された兵力、例えば、秀吉の直轄軍と大名に命じて動員した兵力を分けて記した、と考えることもできる。

このように、秀吉が京都を鎮圧するために4万5000の兵力を軍事動員したことは、秀次の謀反も秀吉に対して兵力動員を伴う軍事蜂起としての計画であったことになり、その意味で、この記載（「都の市を鎮めるために連れて来させた三万、及び一万五千の軍勢」）は重要である。

秀次事件後の状況として「彼（秀吉）の甥（秀次）、及び地位の高い人々が死去したので（日本）国内は平穏になったが、国王（秀吉）が多分に（謀反に？）恐怖心を抱いていることは確かである……。」（文禄4年、100頁）と記載されている。

この記載における「地位の高い人々」が具体的にだれを指すのか不明であるが、秀次事件に連座した人々という意味かも知れない。この記載からすると、秀次が関白として健在している間は日本国内は平穏でなかった、ということになる。この点が秀次事件の原因と関係するのかも知れない。

さらに、この記載からすると、秀次事件のあとも秀吉に対する謀反の可能性があり、秀吉はそのことに恐怖心を持っていた、ということになる。

この点については、「この国王（秀吉）が死去したならば日本人はこれほど自分たちを圧迫する領主を（今後）認めはしないであろうことは確かである」（文禄4年、100頁）という記載も関連していると思われる。「これほど自分たちを圧迫する領主」というのは秀吉を指しているので、秀吉が圧政をしていた、とスペイン側が見ていたことになる。

また、「彼（秀吉）は低い地位の者を引き立て、地位の高い者を引き下げることに努めているので誰も頭を上げる者がいないが、さもなければ彼（秀吉）は既に殺害されていたであろう」（文禄4年、100頁）という記載も関連していると思われる。この記載は、秀吉の人心掌握術によって均衡が保たれて謀反がおこっていないが、こうした方法を取らなかった場合、秀吉は謀反をおこした大名によって（怨恨により？）殺害されていたであろう、というスペイン側の見方は興味深い。

このように、日本側史料には記載がない、秀次事件の原因・背景について知ることができる点は重要である。

遠藤珠紀「豊臣秀次事件と金銭問題」⁽⁴³⁾では「もともと秀吉に秀次殺害の意図はなかったが、秀次が切腹した後、その対応は著しく変化した」という矢部健太郎氏の指摘⁽⁴⁴⁾を紹介したうえで、「秀吉の対応の変化には、この一の台の件も大きかったのではないか。不明瞭に消えている財産、焼かれた書類、謀叛の嫌疑としては充分である。秀次の「謀叛」はこの件によって固まってしまった可能性もあろう。」と指摘されている。

前掲・遠藤珠紀「豊臣秀次事件と金銭問題」では「（文禄4年）7月25日付針生民部太輔宛石田三成書状」⁽⁴⁵⁾に「関白殿御逆意顕形」と謀叛であることが明記されている、と指摘されている。

前掲「（文禄4年）7月25日付針生民部太輔宛石田三成書状」の該当箇所をもう少し長く引用すると「今度、関白殿御逆意顕形ニ付而、御腹被召、一味之面々悉相果、毛頭無異儀相濟候」と記されている。この記載には「一味之面々」とあることから、秀次の謀反に同調した者が多く、秀次の謀反がかなり大規模なものであったことがわかる。

また「（文禄4年）9月8日付相良頼房宛安宅秀安書状」⁽⁴⁶⁾には「関白殿御逆意ニ付、御腹召候、御一味申面々、御成敗、或遠国へ流人ニ被遣、毛頭無異儀相濟申候条」と記されている。この記載でも「御一味申面々」とあることから、同様の指摘ができる。

L 【サンフェリーペ号事件】

紙幅の都合上、論述は省略する。

各記載に関する具体的検討（4）—幕閣関係（江戸政権、駿府政権）、家光—

M 【幕閣関係（江戸政権、駿府政権）の人物】

幕閣関係（江戸政権、駿府政権）の人物について記載があるが、以下の駿府政権（大御所政権）の本多正純と後藤庄三郎については、その重要性が特筆されている。

（１）本多正純…「政府の顧問会長」、「国家、政府の顧問会議々長」、「内府（家康）の側近者」

慶長15年（1610）1月の時点では本多正純について「平和協定条項と贈物が政府の顧問会長本多上野殿（本多正純）から渡された」（193頁）という記載がある。家康の駿府政権における近習出頭人の本多正純について「政府の顧問会長」としている点は注意される。スペイン側では、秀忠の江戸政権ではなく、家康の駿府政権を当時の日本の「政府」と見なしていたのであろう。

本多正純について「政府の顧問会長」としているのは、本多正純が家康の側近（「顧問」）として、駿府政権では最も重要な人物（家康の側近ではトップ）であった、とスペイン側が見なしていたことを示している。このように、本多正純は駿府政権の中でも別格的存在（家康に次ぐナンバー2）だったことがわかる。

本多正純については「本多上野殿（本多正純）」という国家、政府の顧問会議々長は（スペイン）国王陛下と副王に伝えるべき口上を（ルイス・ソテロ師に）授け、この問題の厳正さと確実性について述べ（後略）」（慶長15年1月、196頁）と記載されていて、本多正純を「国家、政府の顧問会議々長」としている。

この場合、「国家、政府」とは家康の駿府政権のことを意味し、「顧問」とは家康の側近（近習出頭人）を意味している。「会議々長」とは、その中（家康の近習出頭人の中）で最もランクの高い仕切り役的な重要人物（駿府政権の最高幹部）であることを意味している。なお、「国家、政府」としていることは、秀忠の江戸政権ではなく、家康の駿府政権が当時の国家と政府を体現している、という意味であろう。

また、本多正純については「（平和協定諸条項の）署名は、国家、政府の（顧問会議）議長（Presidente）のもので、これらの諸条項は皇帝（家康）の命令で記載された。（平和協定諸条項の）署名人の名は本多上野殿（fondacusugedono）であり、その位階（dignidad）は正純（nosgemorusama）である。」（慶長15年1月、198頁）と記載されていて、本多正純を「国家、政府の（顧問会議）議長（Presidente）」としている。

この記載では、「その位階（dignidad）は正純（nosgemorusama）である」としているが、「位階」＝「正純」というのは間違いであり、「正純」は「位階」ではなく、本多上野介じつみょうの実名である。よって、訳者（松田毅一氏）は「nosgemorusama」を「正純」と訳しているが、「nosgemorusama」（「sama」は「様」という意味か？）は「正純（まさずみ）」という読みにはならないので、この点は再検討が必要である。

本多正純については「内府（家康）の側近者（本多）上野」（慶長11年カ、289頁）という表記もある。

（２）後藤庄三郎…「日本国財務顧問会長」、「王室財務官」、「財務顧問会議長」、「内府（家康）の側近者」

慶長15年1月の時点では後藤庄三郎について「ソテロ師は日本国財務顧問会長、後藤庄三郎殿に謁し、そこで既述の任命を伝達された」（193頁）という記載がある。家康の駿府政権で金貨の鋳造を担当した後藤庄三郎について「日本国財務顧問会長」としている点は注意される。金貨鋳造＝「日本国」の「財務」というスペイン側の理解なのであろうか。

「財務顧問会長」としているのは、家康の側近（「顧問」）として財務関係のトップというスペイン側の認識なのであろう。後藤庄三郎については「家康の側近として金銀座を支配し、江戸幕府の財政に深くかかわっていた関係から、朱印状の発給に関係し、その他重臣たちと並んで、外交交渉に関与するなど数多くの重要な役割を果た

している。」⁽⁴⁷⁾ という評価がある。

後藤庄三郎については「王室財務官 (Tesorero)」(慶長15年3月カ、200頁)、「王室財務官後藤庄三郎 (Goto Josabrot)」(慶長15年3月カ、200頁)、「(後藤) 庄三郎 (Yocabro) と称する財務顧問会議長」(慶長16年7月、221頁)、「内府 (家康) の側近者、後藤庄三郎」(292頁) という表記もある。

(3) 「Amudono」 (= Amu 殿) …「全日本の総大将である上席家老」

「Amindono」 (= Amin 殿) …「同国の総大将で上席家老」

慶長15年1月の時点では「Amudono」 (= Amu 殿) について「皇帝 (家康) から要求されたスペイン人鉱山技師の件に関しては、全日本の総大将 (Capitán General) である上席家老 (Mayordomo Mayor) Amudono から (伝達された)」(慶長15年1月、193頁) という記載がある。

この「Amudono」 (= Amu 殿) については、現時点では具体的な人物比定が困難である。この人物が駿府政権における家康の側近であることは確実であろう。「全日本の総大将である上席家老」という記載からすると、駿府政権内でトップクラスの人物が想定されるが、駿府政権内で、上述した本多正純以上の政治的実力者は想定し難いので「Amudono」を誰に比定するのか、については今後の検討課題である⁽⁴⁸⁾。

また、「同国の総大将で上席家老 Amindono」(慶長15年3月カ、200頁) という表記があり、この人物は、上述した「全日本の総大将である上席家老 Amudono」と同一人物であると考えられるが、具体的な人物比定は今後の検討課題である。

駿府政権内での後藤庄三郎、本多正純、「Amudono」(「Amindono」) のルイス・ソテロ師 (スペイン国王、並びにヌエバ・エスパーニャ副王への使節) に対する役割分担は興味深い。なぜこうした役割分担が必要だったのか、については、駿府政権におけるこの3人の職掌とも関係すると思われるので、この点は今後の検討課題である。

(4) 老中 = 「顧問会」

3代将軍・徳川家光の時代の老中について「皇帝 (家光) 顧問会」(寛永元年8月、265頁) と表記されている。このように老中のことを「顧問会」としているのは興味深い。将軍家光の政治顧問という意味であろう。

N 【徳川家光に関する表記や状況】

(1) 「皇帝」

徳川家光に関しては「皇帝」と表記されている。具体的には、寛永元年 (1624) 1月の時点で「日本の皇帝 (家光) は異端者であるオランダ人の報告によって、聖職者たちが俗人の服装で日本に入国することを知り、激怒し (後略)」(265頁、「皇帝」の初出) と記載されている。家光が三代将軍に就任したのは元和9年 (1623) 7月であり時代的には整合する。

つまり、2代将軍・秀忠から3代将軍・家光に代替りして、家光が新しい「皇帝」になった、とスペイン側が見なしたことになる。

ただし、上述したように、秀忠については「皇帝」という表記はない。その理由としては、家康が「皇帝」であった期間が長かったこと (家康について「皇帝」の用例の下限は元和元年9月) が要因として考えられる。

家光について「皇帝」の用例は、寛永元年8月の時点で2例あり（265、266頁）、そのうちの1例は「今は皇帝（家光）は優れた統治と狡猾な政策によって日本の完全な主君となっているので、国内の最強の大名（伊達政宗など）でも皇帝（家光）に対して何事も為し得なかった」（266頁）と記載されている。このように、寛永元年8月の時点で、3代將軍・家光は「日本の完全な主君」として大名統制を完全に遂行していたことがわかる。

（2）「主君」

上述のように、寛永元年8月の時点で「今は皇帝（家光）は優れた統治と狡猾な政策によって日本の完全な主君となっているので（後略）」（266頁）と記載されていて、「日本の完全な主君」という表記が見られる。

○【大坂の陣】

紙幅の都合上、大坂の陣の具体的記述の検討については省略するが（大坂の陣については、277～286頁に詳しい記載がある）、大坂の陣の結果として、秀吉に関して因果応報を説いている記載箇所（282～283頁）は興味深い（この点については後述する）。

各記載に関する具体的検討（5）－秀吉の日本国内統一過程など－

P【秀吉の日本国内統一過程に関する記載】

秀吉の日本国内統一過程に関する記載については、以下のような記載がある。

天正18年（1590）6月の時点で「今や日本では、一人の暴君（秀吉）が、自ら機会を作ったのか機会が与えられたのか（判らぬが）日本を統治するようになり、彼（秀吉）は同国からイエズス会員を追放し（後略）」（19頁）としている。

この記載において「自ら機会を作ったのか機会が与えられたのか（判らぬが）」としているのは、スペイン側として、秀吉の日本国内統一過程の検討がまだ十分なされていなかったことを示している。天正18年は秀吉が天下統一をした年なので、まだ検討する時間的余裕がなかったことによるものであろう。

天正20年（1592）5月の時点で「関白殿（秀吉）は（かつては）薪売りに過ぎなかったのに（今や）皇帝（秀吉）になったことを誇りとし、もはや全国を従え、叛逆が起こりそうな地へは腹心の家臣を支配者として配置した。彼（秀吉）は（また）貴族の子孫をすべて殺戮し、それら貴族のうちで自らの統治に従う者があれば、その男児、或いは兄弟を人質にとった。」（29頁）としている。

この記載からは、秀吉の出自が「薪売り」であり、「薪売り」から「皇帝」になったことを誇りにしている、ということや、秀吉の大名統制のやり方がわかる。そして、「貴族の子孫をすべて殺戮し」た、としているが、この場合の「貴族」というのは織田氏一族のことであろうか。

天正19年（1591）9月の時点で「我が国（日本）は恐るべき戦乱が続いて統一を欠き（中略）この時に当たって世界を統治し感歎すべき統合を齎すために、予（秀吉）の偉大な生誕が見られた。（秀吉は）若年にもかかわらず、国家の統治を引き受け、十年も経たぬうちにこの小国家（日本）は既にことごとく予（秀吉）の支配下に入り（中略）予（秀吉）は中国と戦いを交えようとしているが、これは予（秀吉）の力によるのではなく、天が既に予（秀吉）にこれを授けたのである。」（38頁）としている。

この記載は、天正19年9月19日付で秀吉が「日本国関白」と署名して、フィリピン総督へ出した書状に記された内容である。

この記載の中で、秀吉の「偉大な生誕」は「世界を統治し感歎すべき統合」をもたらすためであり、10年未満で「小国家」(=日本)を支配下に入れた、としている。

この場合、日本のことを「小国家」と記していることが注目され、秀吉の視野は「世界を統治」することにある以上、秀吉にとって日本の統一は「世界を統治」する過程の途上にすぎないことになる。

「この時に当たって世界を統治し感歎すべき統合を齎すために、予(秀吉)の偉大な生誕が見られた」というのは日輪受胎伝説に近いものと考えられるが、秀吉がそうした自らの生誕を英雄神話になぞらえて海外(フィリピン総督=スペイン側)に示している点は注目される。その目的は、秀吉が自らの海外派兵を理念的に正当化することにあった、と思われる。

天正20年1月の時点で「今日まで続いた戦乱のため(トンキン、シャム、カンボジア、琉球からの入貢は)何年も前に断絶した。しかし今や再び(日本は)唯一の政府(豊臣政権)の統治下に入った。」(45頁)としている。

この記載は、「平戸国王」(松浦鎮信)がフィリピン総督に対して出した書状に記されたものである。天正20年1月の時点で、松浦鎮信は、秀吉によって天下統一がされていたと認識していたことがわかる。

天正20年6月以降の時点で「予(秀吉)は過去において身分の低く疎ましい者であったにもかかわらず、天の下にあるこの世界を征服し始めた。天の下、地の上にある全人類は予(秀吉)の臣下であり、予(秀吉)を(主君として)認めぬ人々に対しては予(秀吉)は直ちに将兵を派遣し、予(秀吉)を認めることを望まぬ朝鮮に対して行なったように、その人々に対する戦さを起こすことであろう。朝鮮に関しては中国の国王の首都(北京)に近い遼東(Lianton)と境を接する地までこれを征服し、城塞と土地の一部を奪って既にそれを平定した。(日本の)諸国は混乱の状況にありまさに戦乱が始まろうとしていたので、予(秀吉)は一、二日、或いは三日間で考案した賢明な方策により、法律や命令を出してこれを平穏にした。(中略)予(秀吉)は本状(この書状)により汝(フィリピン総督)が心に留めおくよう、これを申し述べる。汝(フィリピン総督)は速やかにこのことをカスティリヤ国王(スペイン国王フェリペ2世)に伝達せよ。予(秀吉)を怒らせる者は予(秀吉)の手から免れることはできぬし、予(秀吉)に従い命ずるように行なう者は平穏に生活し安らかに眠ることができる。」(54頁)としている。

この記載は、秀吉がフィリピン総督に対して出した書簡に記された内容である。この記載からは、(1)秀吉は「身分の低く疎ましい者」であったが、「天の下にあるこの世界」の征服を開始し、「天の下、地の上にある全人類」は秀吉の臣下である、(2)秀吉を主君として認めない者には「直ちに将兵を派遣」して戦う、(3)日本国内の戦乱状況について、秀吉は「一、二日、或いは三日間で考案した賢明な方策」により平定した、(4)秀吉はこれらのことをフィリピン総督に対して早急にスペイン国王フェリペ2世に伝えるように命じた、(5)秀吉を怒らせる者は秀吉から逃げることはできない(秀吉に戦いを挑まれて滅亡する)、ということがわかる。

上記(1)は秀吉が目指しているのは世界征服であり、全人類を支配することであった、ということを示している。上記(2)、上記(5)からは秀吉に反逆する者は、秀吉が戦いを挑み滅亡させる、としていることがわかる。上記(3)は、秀吉の目指す世界征服に比較すれば、日本国内の統一戦は数日で考えた方策で十分だった、という

ことを示している。

上記（４）はこの記載内容について、フィリピン総督に対して早急にスペイン国王フェリペ2世に伝えるように命じているので、スペイン国王フェリペ2世が秀吉に対して友好的な態度であればよいが、そうでない場合は秀吉が戦いを挑む、と威圧していることを示している。

このフィリピン総督宛秀吉書簡の記載内容からは、秀吉の野望は全世界の専制君主（独裁者）になるということがわかり注目される。

そして、秀吉が自分の出自について「身分の低く疎ましい者」（つまり、秀吉の出自が極端に低かったこと）であったということを、フィリピン総督やスペイン国王フェリペ2世に対して全く隠していないことも注目される。

文禄3年（1594）4月の時点で「予（秀吉）が誕生の時、太陽が予（秀吉）の胸に（光を）与えたが、これは奇蹟であり、これによって予（秀吉）が東西に亘って君主となるべき人物であり、諸国はことごとく予（秀吉）に服従し、予（秀吉）の門に來たつて屈服すべきであることが判る。これを為さぬ者は戦いによってことごとく殺戮するであろう。予（秀吉）は既に日本全国及び朝鮮国を手に入れ、数多の武將がマニラを攻略に行く許可を予（秀吉）に求めている。」（86頁）としている。

この記載は、秀吉がフィリピン総督に対して出した記載内容である。この記載において「予（秀吉）が誕生の時、太陽が予（秀吉）の胸に（光を）与えたが、これは奇蹟であり」としている部分は、日輪受胎伝説（「母の懐中に日輪が入って懐妊したという日輪受胎説（伝説カ）」^(ママ)（⁴⁹））のように見えるが、正確に読み取ると「秀吉が誕生する時に太陽が秀吉の胸に入った」という意味になるので日輪受胎伝説ではなく日輪の子伝説（日輪とは太陽の意味である⁽⁵⁰⁾）と言った方がよからう。

この日輪の子伝説を述べたあとで「これによって予（秀吉）が東西に亘って君主となるべき人物であり」としているので、日輪の子伝説を根拠として、秀吉は「東西」にわたる（つまり世界の）「君主」になる、という話を結び付けている。

こうした話は勿論、理念的な話であるが、秀吉の単なる自己宣伝ではなく、自己神格化という意味で注目される。そして、この自己神格化をフィリピン総督（スペイン側）に秀吉が誇示している点からすると、日輪（太陽）の子伝説（秀吉の自己神格化）は国内ではなく海外に向けて広めることに、その意味があると思われる（太陽は全世界に共通して見上げる存在であるから）。このことが、上述した秀吉の世界征服の野望と直結していることは明白であろう。

元和元年（1615）の時点で「これ（大坂の陣後の大坂の惨めな末路）は主君信長に対する彼（秀吉）の不誠実に相応しい罰である。その理由はこうである。（一五）八二年に信長の武將明智（光秀）が都において叛逆によって信長とその長子（織田信忠）を殺害した時に、信長に抜擢されて賤しい身分から総大将になっていた太閤様（秀吉）は、他の武將や、信長の二、三名の弟と、同数の息子たちと協力して叛逆者（明智光秀）を殺して信長の仇を討った。その勝利の後、亡くなった王子（信忠）の息子である幼児（三法師、秀信）を後継者として認めることを人々に宣誓させて、その子供（三法師）と統治権を己（秀吉）の支配化（下カ）に置き、信じ難いような努力と幸運によって主君（信長）が獲得したものを保持し、信長の息子、兄弟、孫たちには一国も残すことなく全日本を征服するに至った。神のお怒りと懲罰は遅ければ遅いほど厳しいものであるから、今私たちが見たよう

に同じ報いを受けたのである。そしてこの秀頼を統治者にするために甥の関白（秀次）を不当にも殺害するという残忍さの故に（中略）太閤（秀吉）の息子（秀頼）を滅し給うたのである。」（282～283頁）としている。

この記載は、大坂の陣後（豊臣氏滅亡後）に秀吉の因果応報的なことを述べた内容である。つまり、大坂の陣による豊臣氏の滅亡は秀吉が主君信長に対して不誠実なおこないをした罰であり、秀吉は信長に抜擢されて「賤しい身分から総大将」になったにもかかわらず、本能寺の変後、織田一族（「信長の息子、兄弟、孫たち」）を冷遇して天下統一をおこない、息子の秀頼を後継者にするため甥の関白秀次を殺害したから、としている。

なお、三法師（信忠の子）を「後継者として認めることを人々に宣誓させて」としている点に注意したい。その目的は秀吉が「その子供（三法師）と統治権を己（秀吉）の支配化（下カ）に置^(ママ)くためであった。清須会議の実態というのは（清須会議が歴史的事実であれば、という前提条件が付くが）、秀吉が三法師（信忠の子）を「後継者として認めることを人々に宣誓させて」（下線引用者）というものであったことになる。つまり、清須会議とは出席者が協議して三法師を後継者に決めたわけではなく、最初から三法師を後継者とした前提で、秀吉がそのことを無理やり他の織田家臣に宣誓させるものであった。とすれば、通説の清須会議の解釈も訂正が必要になり、さらに言えば、清須での会議ということの存否も今後再検討が必要であろう（この史料には清須で会議があったとは書かれていないので）。

上述したように、秀吉の出自については「薪売り」（29頁）、「身分の低く疎ましい者」（54頁）、「賤しい身分」（283頁）という記載が出てくる。

「信長に抜擢されて賤しい身分から総大将になっていた太閤様（秀吉）」（283頁）という記載から、信長に抜擢されるまで、秀吉は「賤しい身分」であったことがわかる。

このように、信長に抜擢されるまでの秀吉について、「薪売り」（29頁）、「身分の低く疎ましい者」（54頁）、「賤しい身分」（283頁）という記載をどのように解釈すべきなのだろうか。

まず、農民や商人であれば、そのように記載したはずであり、そうした記載がないということは農民や商人のような固定した階級（身分）ではなかったということになる。「身分の低く疎ましい者」（54頁）、「賤しい身分」（283頁）という記載からは極端に低い出自であったように見られるし、「薪売り」（29頁）というのも商売として恒常的に成立していたのかどうか疑わしい。

このように秀吉の出自に関する記載がある点にも注意したい。

Q【サン・フランシスコ号難破関係】

紙幅の都合上、論述は省略する。

R【織田信長に関する表記や状況】

織田信長に関する表記は、「前皇帝信長」（文禄4年、99頁）、「父君」（文禄4年、99頁）、「主君信長」（元和元年、282頁）、「信長」（元和元年、283頁、慶長17年、330頁）である。

信長を「前皇帝」とするのは、豊臣秀吉（上述したように、秀吉を「皇帝」と表記した事例がある）の前任者という意味であろう。

「前皇帝信長」の表記は、信長の息子である「肥前殿」（この人物比定は今後検討する必要がある）が死去したのち、その奥方が「夫（肥前殿）は前皇帝信長の息子であるから、父君（信長）の家臣であった者（秀吉）の前に跪きたくない」と言った話（99頁）に出てくるので、秀吉が信長の親族からどのように見られていたか（つまり、さげすまれていた）がわかる話である。このことは、次に述べる秀吉の信長一族に対する冷遇ぶりとも関係していると思われる。

「信長」の表記は、信長死後の秀吉が「信長の息子、兄弟、孫たちには一国も残すことなく全日本を征服するに至った」（283頁）という記載の中で出てくるので、秀吉が旧主君の信長の一族を冷遇したことがよくわかる。

「信長」と表記していて、敬称（様付、殿付）を付けない理由については、家康のケースで上述したことと同様の理由（前掲註（16））と考えられる。

W【その他の記載】

（1）日本刀の威力について

当時の習慣とは異なるが、日本刀の威力について「（スペイン人に無礼を働いた日本人がスペイン人に殴られたので）怒り狂った彼（日本人）は刀を抜いた。これは剣（alfange）のようなものである。（中略）彼（日本人）が所持していた武器（刀）は二度も斬りつける必要がないほど鋭利な刀であり、ただ一撃で人間を両断するし、特に優れた（刀）のは牛さえ両断するのである。」（元和2年、257～258頁）という記載がある。

この記載からは、当時の日本刀の威力がわかる説明であり、「二度も斬りつける必要がないほど鋭利な刀」であり「一撃で人間を両断」し、「特に優れた」刀は「牛さえ両断する」という威力のすごさが記されている。

（2）元号の読み方について

元号の読み方については、以下の事例がある。

「天正（tienche）十九年陰曆九月十九日」（38頁）として、「天正」の読み方について「tienche」としている。

山田孝雄著『年號讀方考證稿』⁽⁵¹⁾では、「Tienchen」について、年号のイスマニヤ綴りを示すものであるが、この発音は「天正正字」の中国語音によったものであり日本語のものではない、と指摘されている。

また、「慶長（Guecho）十四年第十二月二十八日」（197頁）として、「慶長」の読み方について「Guecho」としている。前掲・山田孝雄著『年號讀方考證稿』⁽⁵²⁾では、「Quecho」としているので、「Guecho」の「G」は「Q」の誤記であろう。

（3）名護屋城内にあった黄金の茶室

名護屋城内にあった黄金の茶室について「関白（秀吉）は起立し、司祭を茶の湯（Chanayn. 茶室の意）へ案内するように命じた。これは（秀吉の）側近が関白（秀吉）と共に慰安のために赴いて茶を飲む小家屋であり、金箔を以て覆われた板で造られ、器、机、火鉢、及び黄金の碗、黄金の容器その他の調度品が備えられていた。」（文禄2年5月、63頁）という記載がある。

おわりに―スペインの世界戦略に挑戦する日本国王・豊臣秀吉（スペイン側〔スペイン国王、フィリピン総督〕は独裁者秀吉をどのように見ていたのか）―

「スペイン統治時代フィリピン総督日本関係文書」を読むと、秀吉の強烈な独裁者としての姿が浮かび上がってくる。その理由は、国内の史料では見るできない、スペイン側（スペイン国王、フィリピン総督）の視点から見た秀吉の姿が記されているからである。そして、この史料を通して秀吉の海外向けプロパガンダ（スペイン側に対する威圧）の内容も明確になる。

『十六・七世紀イエズス会日本報告集』⁽⁵³⁾がイエズス会の視点から見た史料であるのに対して、この史料はスペインの国益に沿った視点で記されている点に特徴がある。秀吉のフィリピンへの軍事侵攻、台湾への軍事侵攻の可能性の有無やその動向について、フィリピン総督は日本国内の情報源（日本国内にいるスペイン人や宣教師など）から情報を収集・精査してスペイン国王フェリペ2世に報告していた。

秀吉の海外向けプロパガンダ（スペイン側に対する威圧）は、上述したように、秀吉自身の日輪の子伝説を根拠として、海外派兵の正当性を理念的に示していた。よって、秀吉自身の日輪の子伝説は単なる荒唐無稽な話ではなく、秀吉の自己神格化のツールとして真剣に流布させようとしたのであろう。海外向けプロパガンダには、こうした秀吉の自己神格化が必要であったと思われる。

上述したように、秀吉は世界征服により全人類を支配することを目的とし（この点は秀吉独自の特異な世界征服観である）、秀吉に反逆する者は、秀吉が戦いを挑み滅亡させる、としているので、秀吉の野望は全世界の専制君主（独裁者）になるということがわかる。こうした秀吉のワールドワイド（グローバル）な地球規模の構想は、日本国内の史料では窺うことができない点である。

上述したように、家康からスペイン国王への書状（正確には披露状）のスペイン語の訳文と、家康宛のスペイン国王の書簡には、家康について「日本の天下人」（El universal señor de Japón）（慶長14年12月、197頁）、「日本の天下人」（Universal Rey）（慶長18年6月、227頁）と記されている。しかし、秀吉については「天下人」という表記はされていない。「天下」とは「日本国」のことであるから（「日本国、天下の絶対者である皇帝（家康）」〔慶長17年、330頁〕という表記があることから、「天下」＝「日本国」ということがわかる）、家康は海外に派兵しなかったため、スペイン側では家康について「日本の天下人」と表記したが（つまり「天下」の概念は海外へは波及せず日本国内に限定される）、秀吉は海外派兵をおこなったので、「天下人」という範疇に治まらなかったため「日本の天下人」という表記をスペイン側が使用しなかったと考えられる。

上述したように、スペイン側では、秀吉の軍事動員能力は10～20万人と見ていた一方で、フィリピンにおけるスペイン人の守備兵が5000～6000人という状況であった。この点を考慮すると、スペインが極東で大規模な軍事作戦を展開できるほどの兵力動員をするのはとても不可能なことであり、極東においてスペインの軍事的脅威は存在しないので、上述したイエズス会の日本「武力征服論」は、現実論としては実行不可能な画餅にすぎないことがわかる。この点についてはイエズス会の日本「武力征服論」の論争に今後加えるべき視点であろう。

現実的には、秀吉はフィリピン総督宛の書状で「遠隔の地を理由にカスティリヤ国王（スペイン国王フェリペ2世）が予（秀吉）の言葉を軽んずることがないようにせよ」（文禄3年4月、87頁）としている。これは秀吉がス

ペイン国王と同格である認識を示すと同時に、スペイン国王が秀吉に対して友好的でない場合、秀吉はスペイン側に戦いを挑む、ということを示唆しているように見える⁽⁵⁴⁾。こうした秀吉の人物像をスペイン側では注視しており、「皇帝関白殿（秀吉）は極めて戦闘的、かつ勇敢であり、特に甚だ狡猾で伶俐な人物であると思う。その秘密を実行に移す瞬間まで、それをいかなる者にも他言しないことや、狡猾で陰険なその性格から考えると、征服の目的地は朝鮮であると表明して……実際には当地（マニラ）を襲撃することがあり得る。」（天正20年4月、31頁）として、秀吉の資質・性格について詳細に分析している。

そして、スペイン側では日本国内における秀吉に対する動向（反感感情や死期の予想）についても以下の記載のように注視していた。

(1)「この国王（秀吉）が死去したならば日本人はこれほど自分たちを圧迫する領主を（今後）認めはしないであろうことは確かである。彼（秀吉）は低い地位の者を引き立て、地位の高い者を引き下げることに努めているので誰も頭を上げる者がいないが、さもなくば彼（秀吉）は既に殺害されていたであろう。彼（秀吉）の兄弟と言われていた者を殺し、残っていた甥（秀次）も殺したので、二歳になる一人の息子（秀頼）以外には相続人はいないから、彼（秀吉）がなくなれば必ず（日本国内で）分割が起こるに相違ない。」（文禄4年、100頁）としている。

(2)「（スペイン国王から）贈物か書簡が（秀吉のところへ）来るとしても、それに先立って彼（秀吉）は殺されるか死去するであろう。何故ならば百名もいる側女に甚しく耽溺していて長くは生きないであろうし、新たに女が（中国から）来るとすれば、なお早くその生涯を終えるであろう。」（文禄4年、101頁）としている。

(3)「太閤様（秀吉）はすでに年老い長くは生きられないから、彼（秀吉）が死去すれば（日本国内では）各人それぞれ能うること、行ないたいことをするであろう。」（慶長2年カ、154頁）としている。

(4)「関白（秀吉）は甚だ専横なので、かの国（日本）では大いに憎悪されている」（慶長3年6月、161頁）としている。

以上の記載からは、秀吉が圧政をおこなっていたことにより大変憎悪されていたこと、秀吉の人心掌握術がなければ殺害されていたであろうこと、秀吉は殺害（第二の秀次事件のような謀反を想定していたのか？）されるか死去（年齢的に病死を想定していたのか？）するであろうこと、秀吉は年齢的に先は長くないので死去後には（秀吉の強力な圧政がなくなるので）各人がおこないたいことをする（＝国内の混乱）をするであろうこと、秀頼が幼少であったため秀吉の死後には国内で政治的分裂が起こるであろうこと、などの点について、スペイン側が予測していたことがわかる。

このようにスペイン側は秀吉の死去と死去後の問題に重大な関心を持っていたが、その理由は、日本のフィリピンへの軍事侵攻の問題が直接リンクしていたからである。

この史料から読み取れる秀吉の実像は、日本国内では圧政をおこない、そのため憎悪されて殺害される可能性すらあった一方、海外（フィリピン、台湾、中国、朝鮮）に向けては強大な軍力を背景に軍事侵攻（海外派兵）をちらつかせて威圧し服従させ、従わない場合は戦争を仕掛ける（朝鮮出兵）という独裁者⁽⁵⁵⁾であったことがわかる。

秀吉の日本国内における地位の上昇過程は、上述したように、この史料における秀吉に関する表記を見ればわ

かる。つまり、上述したように、秀吉に関する表記について、その初出の事例に着目すると、天正18年の天下統一を境に「関白」から「皇帝」へ変化し、同19年12月に太閤になって天皇の権威を相対化して最高権力者として「国王」になった（つまり、「関白」→「皇帝」→「国王」）。よって、秀吉は日本の「国王」（つまり最高権力者）として海外派兵をおこなったのである。

前掲・平川新『戦国日本と大航海時代—秀吉・家康・政宗の外交戦略—』⁽⁵⁶⁾では、「支倉常長をヨーロッパに案内した宣教師のソテロが、徳川家康のことを“Emperador”（皇帝）と呼んでいたことである。当時ヨーロッパで“Emperador”と呼ばれているのは、神聖ローマ皇帝だけだった。スペイン国王ですら、“Rey de España”であったから、称号では伊達政宗の“Rey de Voxu”「奥州国王」と同格だった。つまりヨーロッパ人からすれば、領国を支配する大名が国王であり、それらを統合する存在が皇帝だったのである。」と指摘している。

この場合、「称号では（中略）同格だった」としているように、あくまで「称号」上での同格であって、大名としての「国王」とスペイン国王の「国王」はその実質の支配実態は異なっている。それから、本稿で上述したように、秀吉にしても家康にしても、この史料上での初出は「皇帝」の表記よりもあとに「国王」の表記が出てくるので、スペイン側が見なすランクとしては「皇帝」よりも「国王」の方が高かったことがわかる。

こうした秀吉の世界戦略（上述したように、世界征服により全人類を支配することを目的とする秀吉独自の特異な世界征服観）は、スペインの世界戦略に対する挑戦であったため、秀吉の動向をスペイン側（スペイン国王、フィリピン総督）が脅威に感じて警戒したのは当然であった。そのスペイン側の警戒した動向を具体的に知ることができる点にこの史料（「スペイン統治時代フィリピン総督日本関係文書」）の歴史的意義があると評価できる。

[註]

- (1) パブロ・パステルス (Pablo Pastells S.J.) 著、松田毅一訳『16-17世紀日本・スペイン交渉史』（大修館書店、1994年）。
- (2) 本稿の別表（「スペイン統治時代フィリピン総督日本関係文書」における関係事項の摘要に関する表）。本稿の別表は、『別府大学アジア歴史文化研究所報』第24号（別府大学アジア歴史文化研究所、2024年）に掲載予定。
- (3) 例えば、イエズス会士だけでなくフランシスコ会士がフィリピン総督に出した書簡も収録されている（前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』、99頁）。
- (4) 朴慶洙「イエズス会の日本「武力制圧論」について—高瀬・平川研究の批判的検討—」（『歴史』133輯、東北史学会、2019年）。
- (5) 平川新『戦国日本と大航海時代—秀吉・家康・政宗の外交戦略』（中央公論新社、2018年）。
- (6) 松本和也『イエズス会がみた「日本国王」—天皇・将軍・信長・秀吉』（吉川弘文館、2020年）。
- (7) 本稿の別表（「スペイン統治時代フィリピン総督日本関係文書」における関係事項の摘要に関する表）。
- (8) 「皇帝太閤様 (Taycosama)」からは「太閤様」の日本語の読み方（たいこうさま）がわかる。
- (9) 前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の37頁（天正19年9月）では「マニラ総督宛、日本国王（豊臣秀

- 吉)の書状」という用例があるが、これは訳文による書状のタイトル的な使用例であり、この書状中に「国王」という用例は出てこない(秀吉の署名は「日本国関白」である)。また、前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の42頁(天正19年9月)では「日本国王の侍従(Camarero)のフィリピン総督宛書状」という用例があるが、これも訳文による書状のタイトル的な使用例であり、この書状中に「国王」という用例は出てこない。よって、天正19年の時点で秀吉について「国王」の初出の事例とは見なさない。
- (10)「殿下(でんか)」とは「摂政・関白・将軍の敬称」という意味である(新村出編『広辞苑(第七版)』、岩波書店、2018年、2019頁)。
- (11)土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、1980年、645頁)。
- (12)前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の384頁の注(6)。
- (13)「Emperador」は「皇帝、帝王」という意味である(高垣敏博監修、大森洋子ほか編集『西和中辞典(第2版)』、小学館、2007年、758頁)。
- (14)「Rey」は「王、国王」という意味である(前掲『西和中辞典(第2版)』、1746頁)。
- (15)「王子(おうじ)」とは「王の息子」という意味である(前掲『広辞苑(第七版)』、365頁)。
- (16)高橋修「実名一呼び捨ての習慣はいつ終わったか」([歴史科学協議会] 鶴飼政志・蔵持重裕・杉本史子・宮瀧交二・若尾政希編『歴史をよむ』、東京大学出版会、2004年、228頁)。
- (17)「内府(ないふ)」とは「内大臣の別称」である(前掲『広辞苑(第七版)』、2150頁)。
- (18)前掲『邦訳日葡辞書』(178頁)。
- (19)「公方(くぼう)」とは「征夷大将軍の称」である(前掲『広辞苑(第七版)』、850頁)。
- (20)前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の391頁の注(3)。
- (21)「Alteza」は「殿下：王子・王女に与えられる称号」という意味である(前掲『西和中辞典(第2版)』、101頁)。
- (22)前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の391頁の注(6)。
- (23)「大君(たいくん)」とは「君主の敬称」という意味である(前掲『広辞苑(第七版)』、1744頁)。
- (24)法令用語研究会編『法律用語辞典(第4版)』(有斐閣、2012年、681頁)。
- (25)「大御所」とは「前将軍の尊称」という意味である(『国史大辞典』2巻、吉川弘文館、1980年、568頁、「大御所」の項、執筆は北島正元氏)。
- (26)「引合(ひきあわせ)」とは「引合紙(ひきあわせがみ)」のことであり「檀紙の一種」である(『日本国語大辞典(第二版)』11巻、小学館、2001年、173～174頁)。「檀紙(だんし)」とは「現代では一般に用いられないが、大正時代のころまではもっとも品位が高いとされていた儀礼用の和紙」である(『日本大百科全書(ニッポニカ)』15巻、小学館、1987年、45頁、「檀紙(だんし)」の項、執筆は町田誠之氏)。
- (27)訳者(松田毅一氏)は、この「文字(mofin)」について「おそらく日本語の「文字」で、「漢文」のことであろうか(前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の391頁の注(5))と指摘している。
- (28)「Rey」はスペイン語で「王様」という意味である(近松洋男『中世スペイン語辞典』、風間書房、1980年、347頁)。

- (29)前掲『邦訳日葡辞書』(661頁)。
- (30)前掲『邦訳日葡辞書』(695頁)。
- (31)前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』の382頁の注(1)。
- (32)深谷克己「明君創造と藩屏国家(一)」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要〈哲学・史学編〉』、早稲田大学大学院文学研究科、1994年)。
- (33)前掲『法律用語辞典(第4版)』(411頁)。
- (34)前掲・高橋修「実名一呼び捨ての習慣はいつ終わったか」(229頁)。
- (35)中野等『文禄・慶長の役』(吉川弘文館、2008年、30、32～33頁)。
- (36)「遼東(りょうとう)」とは、現在の「中国遼寧省南東部一帯の地」である(前掲『広辞苑(第七版)』、3096頁)。
- (37)この史料には、五大老についての記載も全くない点にも注目する必要がある。このことは、五大老という政治体制が当時政治的に機能していたのか、という点について再検討する必要があると共に、五大老という政治体制が存在していたとしても、スペイン側が五大老を豊臣政権の中核として見なしていなかったことを示している。
- (38)「Gobernador」は「知事、総督」などの意味である(高橋正武編『西和辞典(増訂版)』、白水社、1979年、458頁)。
- (39)伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』(法藏館、2003年、187～188頁)。
- (40)「副王(ふくおう)」とは「ヨーロッパのいくつかの国の領土や海外植民地に置かれた、国王代理を務める高位の行政官」という意味である(『日本大百科全書(ニッポニカ)』20巻、小学館、1988年、172頁、「副王(ふくおう)」の項、執筆は増田義郎氏)。
- (41)「その夜、奉行、増田右衛門殿は、ガレオン、サン・フェリーペ号の全積荷の件を引き受けるために浦戸港へ出発し(後略)」(前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』、105頁)、「一五九六年十二月八日に、奉行(増田)右衛門殿と土佐国王(長宗我部元親)が浦戸から(都に)戻り(後略)」(前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』、106頁)とあるように、その後、増田長盛はサン・フェリーペ号事件の件で浦戸(土佐国)に出張している。
- (42)サン・フェリーペ号事件の際に、「土佐国王(長宗我部元親)が伏見に有する自邸に宿泊させるために彼ら(サン・フェリーペ号の関係者)を同行させた」(前掲『16-17世紀日本・スペイン交渉史』、104頁)としており、伏見城下の長宗我部元親の屋敷にサン・フェリーペ号の関係者を同行させたことは、伏見城において裁定がおこなわれる予定であったことを示している。
- (43)遠藤珠紀「豊臣秀次事件と金銭問題」(『日本歴史』867号〔2020年8月号〕、吉川弘文館、2020年)。
- (44)矢部健太郎『関白秀次の切腹』(KADOKAWA、2016年)など。
- (45)『伊達家文書之二』〈大日本古文書〉(東京帝国大学、1908年、664号文書)。
- (46)『相良家文書之二』〈大日本古文書〉(東京大学出版会、1970年、748号文書)。
- (47)『国史大辞典』5巻(吉川弘文館、1985年、912頁、「後藤庄三郎」の項、執筆は田谷博吉氏)。

- (48)この史料では大名などの場合、「肥前殿 (figendono)」（99頁）、「上野殿 (Konsukedono)」（188頁）、「渡辺山城守殿 (Gustanave (Y脱カ) Amajirodono)」（216頁）と表記されており、受領名(国名) + 殿(dono)と表記するパターンであることから、「Amu」というのは受領名(国名)である可能性が考えられる。「(田中) 勝介殿 (Jocukendono)」（215頁）という事例があるが、田中勝介は商人であるのでこのパターンには該当しない。とすると、「安芸」、「阿波」、「安房」、「淡路」という国名が連想されるが、その点は今後の検討課題である。
- (49)「太閤伝説 (たいこうでんせつ)」(『日本大百科全書 (ニッポニカ)』14巻、小学館、1987年、「太閤伝説 (たいこうでんせつ)」の項、執筆は渡邊昭五氏)。
- (50)「日輪 (にちりん)」とは「太陽」の意味である (前掲『広辞苑 (第七版)』、2223頁)。
- (51)山田孝雄『年號讀方考證稿』(宝文館出版、1950年発行、1970年復刻、148頁)。
- (52)前掲・山田孝雄『年號讀方考證稿』(150頁)。
- (53)松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第I期第3巻 (1597年～1601年) (同朋舎出版、1988年) など。
- (54)この点について、前掲・平川新『戦国日本と大航海時代—秀吉・家康・政宗の外交戦略—』(104頁) では「前便よりもさらに強烈であるのは、「カステリヤの王」(スペイン国王) に対して、「予が言を軽視すべからず」と恫喝していることであつた」と指摘している。確かに「恫喝」というとらえ方も可能かも知れないが、私見では、スペインと秀吉が統一した日本が遠距離にあつても同格である、という対抗意識をむき出しにしたものと理解したい。
- (55)「太閤様が莫大な費用と豪華な建築によって国家を永久に己が家族のものにしようと考へて住んでいた、あの優雅で壮麗、かつ人口の多い大坂の惨めな末路」(下線引用者) (282頁) という記載は、秀吉の独裁者としての性格を的確に表現している。
- (56)前掲・平川新『戦国日本と大航海時代—秀吉・家康・政宗の外交戦略—』(272頁)。同書262頁でも同様のことが記されている。

【付記①】

パブロ・パステルス (Pablo Pastells S.J.) 著、松田毅一訳『16-17世紀日本・スペイン交渉史』(大修館書店、1994年) の存在については、NHK大阪放送局 (コンテンツセンター第3部) ディレクターの辻和晃氏より御教示をいただいた。記して感謝する次第である。

【付記②】

本稿は、『別府大学アジア歴史文化研究所報』第21号 (別府大学アジア歴史文化研究所、2021年) にPDFのみに収載 (別府大学機関リポジトリでインターネット公開) された論文「スペインの世界戦略に挑戦する豊臣秀吉—「スペイン統治時代フィリピン総督日本関係文書」に記された豊臣秀吉、豊臣秀頼、徳川家康、徳川秀忠、徳川家光の時代に関する諸事項の記載について—」、別表 (「スペイン統治時代フィリピン総督日本関係文書」における関係事項の摘要に関する表) を、今回、紙媒体として、『別府大学アジア歴史文化研究所報』第23号 (別府

大学アジア歴史文化研究所、2023年）に論文タイトルを改題（メインタイトルを改題、サブタイトルを省略）し、内容的に一部改稿のうえ、収録したものである。

【付記③】

『別府大学アジア歴史文化研究所報』第21号が刊行された時期（2021年3月）と同時期の2021年1月に、ジェイソン・C・シャーマン著、矢吹啓訳『〈弱者〉の帝国－ヨーロッパ拡大の実態と新世界秩序の創造』（中央公論新社、2021年。以下、『〈弱者〉の帝国』と略称する）が刊行された。

『別府大学アジア歴史文化研究所報』第21号と同時期の刊行であったため本稿作成時には参照しておらず、そのため参考にはできなかったが、本稿の「おわりに」における「スペインが極東で大規模な軍事作戦を展開できるほどの兵力動員をするのはとても不可能なことであり、極東においてスペインの軍事的脅威は存在しないので（後略）」という指摘と、前掲『〈弱者〉の帝国』の論旨は合致するものであった。

東アジア（対朝鮮、中国、台湾、フィリピンなど）への侵攻を意図した日本国王である豊臣秀吉が率いる圧倒的に強力な軍事的プレゼンスに対して、スペイン統治時代フィリピン総督が恐怖感を持って戦慄した、という本稿での要旨が、前掲『〈弱者〉の帝国』の論旨によって裏付けられたことの意義は大きいと思われる。

前掲『〈弱者〉の帝国』における関係記載箇所を以下に引用する。

「そもそも、ヨーロッパ人が海外で用いた戦争の方式は、^{スタイル}彼らが出身地で用いたものとはほぼ完全に異なっていた。わずかな例外を除けば、戦術、軍隊、組織のいずれも、軍事革命論やヨーロッパでの大國間戦争の類型に合致しない。」（下線引用者）（17頁）

「ヨーロッパ人は、一九世紀末以前にアフリカを支配していなかったのと同様に、〔近世には〕インド洋とアジアを支配していなかった（中略）全体としてヨーロッパ人は、より大きな軍隊を戦場に展開することができる優勢な敵に対してほとんど勝ち目がないことを現実的に理解しており、したがって彼らはアジアの諸帝国の権威に恭順したのである。」（下線引用者）（89～90頁）

（引用者注：下線の「より大きな軍隊を戦場に展開することができる優勢な敵」とは、本稿で論述した「日本国王・豊臣秀吉」が該当することは明らかであり、その意味で、前掲『〈弱者〉の帝国』の記載内容は興味深い）

「まず最も明白なことに、ヨーロッパの陸軍は、アジアの諸帝国の軍隊と比べれば極めて小規模だった。一九世紀以前には、ヨーロッパ人とアジアの諸帝国の持続的な戦闘は、たとえあったとしても非常に少なかったが、それは主としてヨーロッパ人が戦えば負けるだろうと現実的に理解していたからだ。したがって、この点については、軍事革命に起因する強みの兆候はいっさいなかった。」（下線引用者）（129～130頁）

「アフリカから目を移して、東洋の諸帝国についてはどうだろうか？ 本書では、アジアの諸帝国が長年にわたりヨーロッパの諸帝国を圧倒していた、またヨーロッパの諸帝国ではなくアジアの諸帝国こそが近世の偉大な征服者として正しくみなされるべきだ、と主張するのに紙幅を割いてきた。」（下線引用者）（185頁）

※前掲『〈弱者〉の帝国』の本の帯には「近世ヨーロッパの軍事革命は東洋に対する軍事的優位をもたらさなかった！」と書かれている。